

第3次東北町総合振興計画

東北町新時代プラン 2035

たゆまぬ挑戦 さらなる創造 未来輝く東北町

前期基本計画
(案)

東 北 町

(空白)

目 次

前期基本計画	26
序 章 前期5年間の重点プロジェクト	26
第1章 未来に輝く人を育むとうほくまち	26
1－1 子育て支援	28
1－2 学校教育	28
1－3 社会教育	28
1－4 スポーツ	28
1－5 文化芸術・文化財	30
第2章 健康で幸せに暮らせるとうほくまち	30
2－1 保健・医療	30
2－2 高齢者支援	32
2－3 障がい者支援	33
2－4 地域福祉	34
2－5 国民健康保険・国民年金	34
第3章 豊かで活力に満ちたとうほくまち	34
3－1 農林業	34
3－2 水産業	34
3－3 商工業	34
3－4 観光	34
3－5 雇用対策	34
第4章 安全・安心・快適なとうほくまち	34
4－1 消防・防災	37
4－2 交通安全・防犯	38
4－3 環境保全・エネルギー	39
4－4 一般廃棄物処理	39
4－5 上下水道	39
4－6 公園・緑化	40
第5章 未来への基盤が整ったとうほくまち	41
5－1 土地利用・市街地整備	41
5－2 道路・公共交通	39
5－3 住宅・宅地	43

5－4 移住・定住	43
5－5 デジタル化	43
第6章 ともに生き、ともにつくるとうほくまち	44
6－1 國際化、交流・連携	45
6－2 多様性社会	45
6－3 地域コミュニティ	45
6－4 町民参画・協働	45
6－5 行財政運営	45

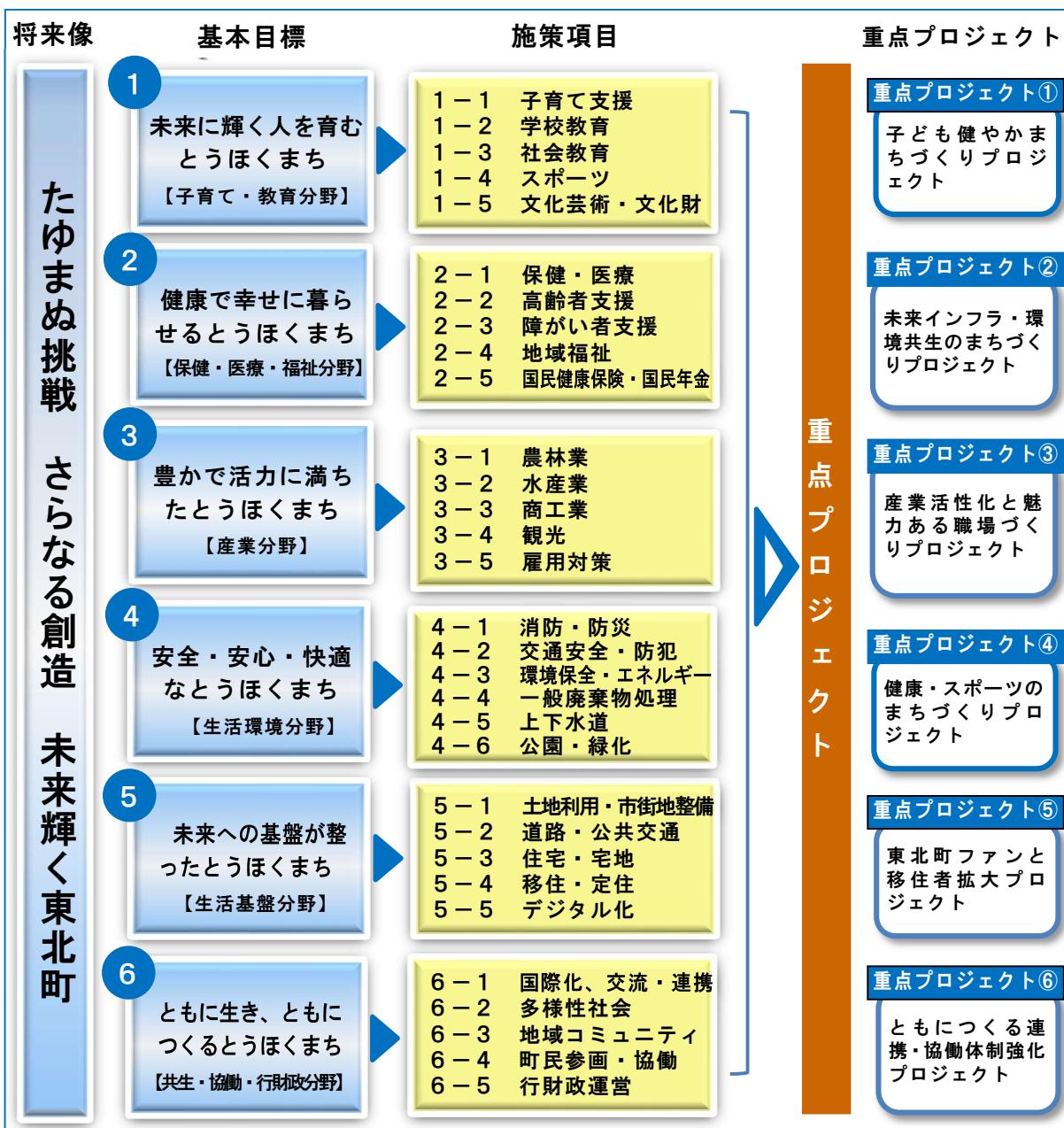
前期基本計画

序 章 前期5年間の重点プロジェクト

将来像の実現のためには、基本構想で定めた「計画の体系と方針」に基づき、施策項目ごとの取組を着実に推進していくことが必要ですが、ここでは、本町の最重要課題である「人口減少問題への対応」の視点、選択と集中の視点に立ち、前期5年間のまちづくりにおいて、特に重点的・戦略的に取り組む『重点プロジェクト』を定めました。

これら『重点プロジェクト』に関する施策については、この前期基本計画の中に主要施策として重点的に盛り込むとともに、総合戦略の主要施策としても位置づけ、積極的に推進していくこととします。

計画体系構成図

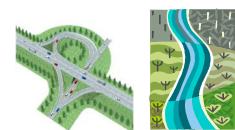


重点プロジェクト①**子ども健やかまちづくりプロジェクト**

町の宝である子どもが一人でも多く生まれ、未来を切り拓く人財として健やかに育つよう、子育て支援体制・子どもの教育体制の充実に向けた取組を重点的に進めます。

**重点プロジェクト②****未来インフラ・環境共生のまちづくりプロジェクト**

未来を見据えたインフラ整備と安全で環境にやさしいまちづくりに向け、DXの推進と道路交通網の充実、防災力強化と脱炭素化、小川原湖の環境保全に向けた取組を重点的に進めます。

**重点プロジェクト③****産業活性化と魅力ある職場づくりプロジェクト**

町全体の活力の向上とだれもが楽しく働ける環境づくりを進めるため、産業の活性化と雇用の場の確保、働きやすい職場環境づくりに向けた取組を重点的に進めます。

**重点プロジェクト④****健康・スポーツのまちづくりプロジェクト**

すべての町民が健康で幸せに暮らせるよう、安心できる保健・医療体制の整備とスポーツの振興に向けた取組を重点的に進めます。

**重点プロジェクト⑤****東北町ファンと移住者拡大プロジェクト**

本町を訪れる人や本町にかかわる人などの東北町ファン、本町に移り住む人を増やすため、観光機能の強化や関係人口の拡大、移住・定住の促進に向けた取組を重点的に進めます。

**重点プロジェクト⑥****ともにつくる連携・協働体制強化プロジェクト**

本町にかかわる多くの主体の力を結集したまちづくりを進めるため、町民や町民団体、民間企業、大学、周辺自治体等との連携・協働体制の強化に向けた取組を重点的に進めます。



第1章 未来に輝く人を育むとほくまち

1－1 子育て支援



現状と課題

わが国では、令和5年度に、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」を施行するとともに、新たな組織として、「こども家庭庁」を発足させ、「こども大綱」や「こども未来戦略」を策定し、少子化対策を重点的に進めています。

本町では、これまで、子育て支援に関する総合的な指針として、子ども・子育て支援事業計画を策定し、各種子育て支援サービスや保育サービスの充実、高校生までの医療費の助成や子育て未来支援金の給付、保育料・副食費の無償化などの経済的支援の推進をはじめ、子育て家庭に寄り添った様々な取組を積極的に行い、充実した子育て環境にあります。

保育・教育施設としては、保育所が5箇所、認定こども園が5箇所（ともに民間）あり、充実した保育・教育サービスが提供されています。

しかし、本町においても、少子化は加速しつつあるとともに、家族形態の変化等により子育て環境が大きく変化する中、子育てに不安や孤立、負担を感じる家庭もみられます。

このような中、本町では令和6年度に、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、子育て環境の充実したまちとしての特性をさらにのばし、子どもが一人でも多く生まれるよう、また、本町で子どもを生み育てたいと思う人が一人でも増えるよう、多面的な子育て支援施策を一体的に推進していくことが必要です。

主要施策

1-1-1 地域における子育て支援サービスの充実

- ① 本町における総合的な相談支援の拠点として、「こども家庭センター※¹」の設置及び段階的な機能強化を図ります。
- ② 子育てに関する相談や情報提供、交流の場の提供を行う地域子育て支援拠点事業や放課後児童クラブをはじめ、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。
- ③ 多様化する保護者の保育ニーズを踏まえ、通常の保育はもとより、延長保育や一時保育、低年齢児保育等の保育サービスの充実を図るほか、「こども誰でも通園制度※²」を実施します。

※¹ すべての妊産婦、子育て世代、子どもへ包括的な支援を提供するための拠点。

※² 親が就労していなくても時間単位などで子どもを預けられるようにする通園制度。

1-1-2 母親と子どもの健康の確保・増進

母親と子どもの健康の確保・増進に向け、妊活・不妊に関するサポートをはじめ、妊娠婦への訪問や健康診査の受診に関する支援、産後ケア、乳児家庭への全戸訪問など、妊娠期から子育て期までの切れ目のない保健対策を推進します。

1-1-3 子育てに関する経済的支援の推進

子育てに関する保護者の経済的負担を軽減するため、高校生までの医療費の助成や子育て未来支援金及び出産・子育て応援給付金の給付、3歳未満児の保育料・3歳以上児の副食費の無償化など、各種の経済的支援を行います。

1-1-4 親子で集まり遊べる場づくりの検討

子育て環境の充実したまちとしての特性をさらにのばし、多くの人々が集まるまちづくりを進めるため、町内外の子育て世帯が集まって一日遊びができる公園や屋内型施設の整備、子育てイベントの開催等について検討していきます。

1-1-5 支援を必要とする子ども・子育て家庭への支援

要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待防止対策をはじめ、ひとり親家庭等の自立支援対策や子どもの貧困対策を推進します。

1-1-6 結婚支援の推進

独身男女の結婚を支援するため、関係団体と協力し、交流会を開催するほか、県との連携や広域的連携のもと、婚活を支援する事業や情報提供を行います。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
子育て未来支援金支給件数	件	49	50
医療費の無料化（通院・入院）	—	乳幼児から 高校生まで	継続実施
給食費の無償化	—	小・中学校	継続実施
保育料の無償化	—	国による無償化 と併せ全年齢児	継続実施
妊娠婦委託健康診査	—	妊娠14回分 産婦2回分	継続実施
乳児家庭全戸訪問事業実施率	%	100.0	100.0
1歳6か月児・3歳児健康診査受診率	%	100.0	100.0
婚活支援事業等の開催回数	回	1	5

1－2 学校教育



現状と課題

わが国では、令和5年度に、持続可能な社会の創り手の育成、日本社会に根差したウェルビーイング^{※3}の向上をコンセプトとする第4期教育振興基本計画を策定し、教育の振興に取り組んでいます。

現在、本町には、認定こども園が5園、小学校が3校、中学校が2校あります。本町では、これまで、学校施設・設備の整備や適正配置を計画的に進めるとともに、確かな学力・豊かな心・健やかな体からなる「生きる力」の育成に向けた教育内容の充実を積極的に進めてきました。

特に、国際社会に対応できる人財^{※4}の育成に向けた英語教育や国際交流の推進、よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進等に力を入れ、着実にその成果を上げてきました。

しかし、今後、デジタル化・グローバル化の一層の進展をはじめ、社会環境はさらに大きく変化することが予想され、こうした社会の中で、多様な人々と協働し、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手になるような子どもたちを育成していくことが求められています。

このため、子どもたちが安全・安心・快適に学ぶことができるよう、学校施設・設備の整備を進めるとともに、「生きる力」の育成に向けた教育内容の一層の充実、地域とのさらなる連携強化など、総合的な教育環境の向上を進めていく必要があります。

主要施策

1-2-1 学校施設・設備の整備

- ① 安全・安心・快適な教育環境づくりに向け、老朽化した学校施設の改修を計画的に進め、長寿命化を図ります。
- ② デジタル機器の計画的な更新をはじめ、教育内容の充実に即した設備や教材・教具の整備を図ります。

^{※3} Well (よい) と being (状態) からなる言葉で、身体的・精神的・社会的に満たされた健康で幸福な状態にあること。

^{※4} 本町では、“人は本町にとっての「財（たから）」である”ことを基本的な考え方としており、本計画においても、「人材」を「人財」と表記している。

1-2-2 「生きる力」の育成に向けた教育内容の充実

- ① 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育の重要性を踏まえ、
かけ橋期^{※5}にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人
ひとりの多様性に配慮したうえですべての子どもに学びや生活の基盤
を育むことを目指します。
- ② 確かな学力の育成に向け、学力向上アクションプランに基づき、学力
の的確な把握と調査結果の有効活用、家庭学習の支援、認定こども園・
小学校・中学校の連携強化等を図ります。
- ③ 国際社会に貢献できる人財の育成に向け、A L T^{※6}の活用等により、
英語教育や国際理解教育の充実を図るとともに、上北中学校・東北中學
校の姉妹校である台北市立天母國民中学との国際交流を推進します。
- ④ デジタル社会で活躍できる人財や地球環境問題に対応できる人財の
育成に向け、デジタル化に即した教育及び環境教育の充実を図るほか、
社会的・職業的な自立を目指してキャリア教育^{※7}の充実を図ります。
- ⑤ 豊かな心の育成に向け、道徳教育や人権教育、福祉教育の充実、「子
ども読書推進のまち」の宣言等を踏まえた読書活動の促進に努めるとともに、本町に戻り、本町をつくる人財を育てるため、郷土学習など郷土
を愛する心を育む教育の充実を図ります。
- ⑥ 健やかな体の育成に向け、体力・運動能力の的確な把握と調査結果の
有効活用、食育や体育・健康教育の充実、学校給食の充実を図ります。
- ⑦ 支援を必要とする児童・生徒が適切な教育支援を受けられるよう、特
別支援教育の充実を図ります。
- ⑧ 児童・生徒のインターネット利用による犯罪やトラブル、インターネ
ット依存等の防止に向け、情報モラルに関する教育を推進します。
- ⑨ 教職員の指導力の向上に向け、研修・研究活動を支援するとともに、
教職員の負担軽減に向け、デジタル技術の活用による授業及び業務効率
の向上を図ります。

^{※5} 義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間。

^{※6} 外国語指導助手。

^{※7} 職業に関する知識や技能、進路を選択する能力を育てる教育。

1-2-3 心の問題への対応

いじめや不登校などの心の問題に対し、教育相談員による学校における日常的な相談の充実、スクールカウンセラー^{※8}やスクールソーシャルワーカー^{※9}の活用による専門的な相談・指導の充実に努めるとともに、教育相談室の周知と活用を促進します。

1-2-4 地域との連携強化

- ① コミュニティ・スクール^{※10}の導入など、地域とともにある学校づくりに向けた取組を進めます。
- ② 地域における指導者や運営組織の確保等を進めながら、中学校部活動の地域展開（移行）を円滑に進めます。

1-2-5 安全対策・通学対策の推進

- ① 防犯ブザーの配布や通学路の合同安全点検の実施などにより、登下校時の児童・生徒の安全対策の強化を図ります。
- ② 遠隔地の児童・生徒が安全・安心に通学できるよう、スクールバス運行の充実に努めます。

1-2-6 学校教育に関する経済的支援の推進

学校教育に関する保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費の無償化や修学旅行費の補助など、各種の経済的支援を行います。

※8 教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家。

※9 教育機関において福祉相談業務に従事する福祉職専門家。

※10 学校運営協議会制度。「地域とともにある学校」を目指し、学校と地域住民等が協力して学校の運営に取り組む仕組み。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
学校図書館支援員による学校図書室の運営支援	—	2名体制	現状を維持
学力向上と特別な支援を必要とする児童・生徒への学校教育支援員配置率	%	100.0	100.0

1－3 社会教育



現状と課題

一人ひとりが、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を生かすことができる社会の実現が求められています。

近年では、人生 100 年時代やデジタル社会を迎える中、生涯にわたって学び、活躍できる環境整備や、地域コミュニティの基盤を支える学習活動の促進がますます重視されてきています。

本町では、公民館をはじめとする学習関連施設において、町民の学習ニーズに即した各種の講座・教室の開設や関連事業の実施、「東北町テレビ」を活用した社会教育番組の放送や学習情報の提供、青少年の健全育成に関する事業の推進、読書環境の充実、社会教育団体の支援等を行っています。

このような中、町民の自主的な学習活動が行われていますが、社会環境の変化に伴い、ますます多様化・高度化する学習ニーズへの対応が課題となっているほか、一定の講座・教室への参加者の偏り、全体的な参加者の減少や固定化、青少年を取り巻く環境の変化、関連施設の老朽化といった状況もみられ、その対応が求められています。

今後は、このような状況を前提として、各世代の学習ニーズ等を踏まえた特色ある学習プログラムの提供をはじめ、次代を担う青少年の健全育成に関する取組、町民の読書活動を促進する環境づくり、関連施設の老朽化対策等を進めていく必要があります。

主要施策

1-3-1 特色ある学習プログラムの提供

社会環境の変化や各世代の学習ニーズの的確な把握、指導者やボランティアの発掘・育成を行いながら、特色ある講座・教室、関連事業の企画・開設を図るとともに、広報紙やホームページ、SNS^{*11}、「東北町テレビ」等の様々な情報媒体を活用し、情報発信を行います。

1-3-2 地区における学習活動の促進

各地区における学習及び地区住民の地域づくりへの参画を促進するため、地区単位での自主的な学習活動を支援・促進します。

1-3-3 青少年の健全育成に向けた取組の推進

- ① 青少年健全育成の中心となる青少年育成町民会議や子ども会育成連絡協議会等の組織・団体の活動を支援します。
- ② 家庭における教育機能の強化に向け、家庭教育の機会の提供を図るほか、多様な体験や人間関係を通じて豊かな人間性を育むため、青少年の体験活動や世代間交流活動、ボランティア活動等への参加促進に努めます。

1-3-4 読書活動の促進

- ① 図書館について、町民ニーズに即した蔵書の充実や学校図書室との連携強化をはじめ、利用しやすい環境づくりを進めます。
- ② 「子ども読書活動推進のまち」の宣言等を踏まえ、子ども読書推進計画に基づき、子どもが本に親しむ機会の充実に努めます。

1-3-5 学習関連施設の整備充実

町民の安全性・利便性の向上等を見据え、公民館や図書館、コミュニティセンター、学習等供用センター等の学習関連施設の整備・改修を計画的に進めます。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
図書館蔵書冊数	冊	55,450	55,600
図書館入館者数	人	7,413	7,440

*11 ソーシャルネットワーキングサービス。共通の趣味を持つ人たちとの交流を目的としたサービスの総称。

1-4 スポーツ



現状と課題

わが国では、少子化の進行などスポーツを取り巻く環境が大きく変化する中、令和7年度にスポーツ基本法を14年ぶりに改正し、スポーツの力をウェルビーイングの向上や多様な社会課題の解決に生かすことなどを目指し、スポーツ施策の一層の強化を進めています。

本町は、駅伝やマラソンなどの陸上競技をはじめ、各種のスポーツ活動が盛んなまちであり、スポーツ協会加盟の各種スポーツ団体・スポーツ少年団が中心となって、南・北総合運動公園などの各スポーツ施設を利用し、活発なスポーツ活動が行われています。

町においてもスポーツの振興に力を入れており、スポーツ団体の活動支援をはじめ、スポーツ施設の整備充実や各種スポーツ大会の誘致・開催、スポーツ功労者等の表彰など多様な取組を行っています。しかし、近年、少子化等に伴い、スポーツ活動への参加者の減少や固定化、スポーツ団体の減少が進んでいるほか、生活の利便性の向上等により、日常生活において身体を動かす機会が減少してきていることも指摘されています。

また、地方創生が求められる中、こうしたスポーツ振興に関する取組は、町の魅力を向上させ、移住・定住につながるものとして、これからまちづくりにとって一層重要性を増すことが見込まれています。

このため、各種スポーツ団体等の活動支援、各種スポーツ大会やスポーツ教室の充実、スポーツ施設の整備充実、さらには令和8年度開催の「あおもり国スポ・障スポ」(本町では少年男子ソフトボール競技等を開催)と連動した取組などを推進し、すべての町民が日常的にスポーツに親しめる環境づくりと、スポーツの盛んな町としての地域特性を生かした魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

主要施策

1-4-1 スポーツ団体等の活動支援

- ① 町民の自主的なスポーツ活動の活発化に向け、スポーツ協会及びその加盟のスポーツ団体・スポーツ少年団等の活動支援に努めます。
- ② 多様化する町民ニーズに対応できるよう、スポーツ推進委員の確保と活動支援に努めます。

1-4-2 多様なスポーツ活動の普及促進

- ① 町民のスポーツへの関心や健康管理意識を高めるため、スポーツの必要性や重要性に関する広報・啓発活動の推進、多様なスポーツ情報の収集・提供に努めます。
- ② スポーツ推進委員やスポーツ協会、各種スポーツ団体などと連携し、各種スポーツ大会やスポーツ教室、各種行事等の内容や運営体制の充実を図り、参加促進に努めます。
- ③ 町民のスポーツ振興及び競技力の維持・向上を図るため、選手や指導者の育成環境を充実させるとともに、広域的な大会への選手等の派遣を支援します。
- ④ 各地区におけるスポーツ活動の活発化に向け、地区単位でのスポーツ推進体制の充実を支援します。

1-4-3 スポーツ施設の整備充実

南・北総合運動公園をはじめとする既存のスポーツ施設について、施設・設備の改修を計画的に推進します。

1-4-4 スポーツ功労者等の表彰

本町のスポーツ振興に貢献した、あるいは各種大会で優秀な成績をおさめた個人及び団体に対する表彰を行います。

1-4-5 「あおもり国スポ・障スポ」と連動した取組の推進

ソフトボール競技をはじめとするスポーツの普及・啓発、町一体となった開催・運営への協力など、「あおもり国スポ・障スポ」を契機とした、スポーツ振興と地域活性化につながる取組を行います。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
わかさぎマラソン大会参加者数	人	599	現状より増加
町民総合体育大会参加地区数	地区	11	現状より増加
女性レクリエーション大会参加チーム数	チーム	6	現状より増加
地域スポーツ振興助成地区数	地区	10	15

1－5 文化芸術・文化財



現状と課題

文化芸術は、人々の暮らしに喜びや感動をもたらすとともに、人と人とのお互いに理解し合う機会を提供し、住民生活の向上やともに生きる社会づくりにつながるものとして、地域活性化に重要な役割を果たしています。

本町では、文化協会加盟の文化団体が中心となって、公民館等を利用して様々な文化芸術活動が行われています。

町では、これらの文化団体の活動を支援しているほか、「生き活き産業文化まつり」をはじめとする多様な文化行事の開催、文化功労者等の表彰などを行い、文化芸術の振興に努めています。

しかし、近年、少子化等に伴い、文化芸術活動への参加者の減少や固定化といった状況もみられ、今後は、幅広い年代の町民が気軽に文化芸術にふれ、楽しみ、活動できる環境づくりを一層進めていくことが必要です。

また、文化財は、長い歴史の中で育まれ、守り伝えられてきた地域の貴重な財産です。

本町は、県下有数の埋蔵文化財登録数を誇るほか、県有形民俗文化財「舟ヶ沢の丸木舟」や県無形民俗文化財「沼崎念佛鷄舞」、東北地方の古代史を物語る「日本中央の碑」、モミの木等の天然記念物をはじめとする有形・無形の貴重な文化財が残されています。

本町では、これらの文化財の保護・保存を進めているほか、歴史民俗資料館及び日本中央の碑保存館において展示・公開しています。

今後とも、文化財の適切な調査や保存・活用、展示等に努め、町内外の人々が本町の歴史や文化に親しめる場と機会の充実を進めていく必要があります。

主要施策

1-5-1 文化団体等の活動支援

- ① 町民の自主的な文化芸術活動の活発化に向け、文化協会及びその加盟の文化団体の活動支援に努めます。
- ② 多様化する町民ニーズに対応できるよう、文化芸術に関する指導者の確保と活動支援に努めます。

1-5-2 文化芸術の発表・鑑賞機会の充実

文化芸術の発表機会と鑑賞機会の充実に向け、文化協会と連携し、「生き活き産業文化まつり」をはじめとする多様な文化行事の開催、「東北町テレビ」による発表会の放送、公共施設への作品の展示等を行います。

1-5-3 文化功労者等の表彰

本町の文化の向上・発展に特に顕著な功績を上げた個人または団体に対する表彰を行います。

1-5-4 文化財の保存・活用

- ① 指定文化財の適正な保存に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても発掘・調査を行い、重要なものについては指定による保存・活用を図ります。
- ② 郷土芸能などの無形文化財についても、保存団体の育成・支援を行い、保存・伝承に努めます。
- ③ 歴史民俗資料館及び日本中央の碑保存館について、施設・設備の適正な維持管理、展示の充実、学校教育への活用等を進めるとともに、今後の運営方法等を総合的に検討していきます。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
町の指定文化財数	点	19	現状維持
歴史民俗資料館入館者数	人	1,465	1,480

第2章 健康で幸せに暮らせるとうほくまち

2-1 保健・医療



現状と課題

わが国では、すべての人々が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、令和6年度から、「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次））」を進めています。

本町では、これまで、健康づくりの総合的な指針として、健康増進計画や食育推進計画、自殺対策計画等を策定し、保健福祉センターを拠点として、各種の保健事業に取り組み、着実にその成果を上げてきました。

しかし、近年、糖尿病の有病者や予備群者の割合が増加傾向にあるほか、飲酒率や喫煙率が国・県に比べて高く、食生活をはじめとする日頃の生活習慣の改善が大きな課題となっています。また、安心して出産・育児ができる環境づくりや心の病の増加を踏まえた自殺予防の取組等も求められています。

このような中、本町では令和6年度に、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、健康増進計画「第3次あっぱれ東北21」・自殺対策計画「第2次東北町いのち支える自殺対策計画」を策定しました。

今後は、これらの計画に基づき、また見直しを行いながら、すべての町民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現、だれも自殺に追い込まれることのない東北町の実現に向け、一人ひとりに寄り添つたきめ細かな保健サービスを提供していく必要があります。

医療機関については、町内に病院が1箇所、診療所が4箇所、歯科診療所が5箇所あるほか、七戸町に中部上北広域事業組合による公立七戸病院があります。

今後、高齢化のさらなる進行とともに医療ニーズもますます高度化・専門化していくことが見込まれるほか、人々の移住・定住を促進するためには、安心して医療を受けられる環境が重要な条件となることから、町内の医療機関との連携や広域的連携を強化し、医師不足への対応をはじめ、地域医療体制の維持・充実を進めていく必要があります。

主要施策

2-1-1 保健事業推進体制の充実

- ① 実情に即した保健事業を総合的・計画的に進めるため、健康増進計画や自殺対策計画等の指針の評価・見直しを行います。

- ② 地域における健康づくりの担い手である保健協力員や食生活改善推進員の確保及び活動支援、健康づくり推進協議会及び献血推進協議会の組織体制の充実に努めます。

2-1-2 健康管理意識の高揚

町民の健康管理意識やヘルスリテラシー^{*12}を高めるため、健康に関心が低い人を含む幅広い世代を対象に、健康に関する広報・啓発活動や情報提供の推進、教室・講座・イベントの開催を図ります。

2-1-3 健康増進計画「第3次あっぱれ東北21」に基づく健康づくりの推進

健康増進計画「第3次あっぱれ東北21」に基づき、「栄養・食生活」、「運動」、「歯・口腔」、「喫煙」、「飲酒」、「休養」、「がん」、「循環器疾患」、「糖尿病」、「COPD^{*13}」、「骨粗鬆症」の各分野の健康目標の達成に向け、町民の自主的な取組を促進するとともに、これを支える社会環境の整備を進めます。

2-1-4 自殺対策計画「第2次東北町いのち支える自殺対策計画」に基づく自殺予防の推進

自殺対策計画「第2次東北町いのち支える自殺対策計画」に基づき、こころの健康に関する正しい知識の普及やゲートキーパー^{*14}の育成、児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の推進をはじめとする自殺予防の取組を推進します。

2-1-5 地域医療体制の維持・充実

- ① 身近な医療体制の維持・充実に向け、町内の医療機関との協力体制の充実に努めます。
- ② 公立七戸病院について、広域的連携のもと、医師の確保対策を進めながら、医療提供体制の確保に努めます。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
特定健康診査受診率	%	(R5) 男 42.6 (R5) 女 48.1	男 60.0 女 60.0
特定保健指導実施率	%	(R5) 男 27.6 (R5) 女 32.7	男 60.0 女 60.0
自殺死亡率	—	(R4) 25.0	16.2

*12 健康情報や医療情報を適切に利用し、活用する力。

*13 慢性閉塞性肺疾患。

*14 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。

2-2 高齢者支援



現状と課題

わが国では、世界一のスピードで高齢化が進む中、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステム^{*15}の充実に向けた取組を進めています。

本町では、これまで、高齢者支援に関する総合的な指針として、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、生きがいづくりや生活支援の充実、介護保険事業の適正運営をはじめとする各種の高齢者支援施策を推進してきました。

しかし、今後、本町の高齢化はさらに加速することが予想されており、介護・支援を必要とする高齢者をはじめ、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれるとともに、人生100年時代を迎え、生きがいづくりや社会参加に関するニーズの増大も予想され、高齢者支援全般のさらなる充実が求められています。

今後は、このような状況を踏まえ、令和5年度に策定した高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づき、また見直しを行いながら、すべての高齢者が健康で生きがいを持って暮らすとともに、要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムのさらなる充実に向けた具体的な取組を着実に推進していく必要があります。

主要施策

2-2-1 高齢者支援推進体制の充実

- ① 実情に即した高齢者支援を総合的・計画的に進めるため、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の見直しを行います。
- ② 保健・福祉の活動拠点である保健福祉センターや老人福祉センターの施設機能の充実を図ります。

2-2-2 高齢者の生きがいづくり・社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って社会参加することができるよう、高齢者のスポーツ・レクリエーション活動、生涯学習活動、世代間交流活動等の機会の提供、中部上北シルバー人材センターの運営支援等を行います。

2-2-3 高齢者の介護予防の推進

- ① 高齢者の健康づくり・介護予防に向け、各種保健事業の実施はもとより、フレイル^{*16}等の多様な課題に対応した、保健事業と介護予防等が一体となった取組を進めます。

*15 予防・介護・医療・生活支援・住まいなどのサービスを包括的に提供する仕組み。

*16 健康な状態と要介護状態の中間の段階。

- ② 高齢者が要介護状態にならないよう、町民主体のサービス提供体制を充実させながら、各種介護予防事業を推進します。

2-2-4 高齢者の生活支援の推進

- ① 生活支援コーディネーターを活用し、地域住民やボランティア、地域組織等が地域で支え合い、高齢者を支えていく体制の強化を進めます。
- ② 介護保険対象外の日常生活上の支援を必要とする高齢者に対し、外出支援サービスや軽度生活援助事業^{※17}をはじめとする福祉サービスの提供を図ります。

2-2-5 包括的な支援体制の強化

- ① 包括的な支援体制の一層の強化に向け、高齢者を地域全体で支える中核機関である地域包括支援センターの機能強化、在宅医療と介護の連携に向けた取組等を行います。
- ② 認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に対する正しい知識の普及・啓発をはじめ、認知症サポーター^{※18}の養成・活用や認知症カフェ^{※19}の開設など、認知症施策を推進します。

2-2-6 介護保険サービスの充実

- ① サービス事業者との連携を一層強化し、要支援・要介護認定者を対象とした、各種の居宅介護サービスや地域密着型介護サービス、施設介護サービス等の適正かつ円滑な提供を促進します。
- ② 介護保険制度の安定的な運営、サービス量の確保と質の向上に向け、介護人材の確保や介護給付の適正化に向けた取組を進めます。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
認知症サポーター数（延べ）	人	1,714	2,000
認知症カフェ開催回数	回	24	28
町民主体の介護予防事業を実施している町内会数	町内会	8	10

^{※17} 在宅の一人暮らし高齢者等に対し、外出の付き添いや食材の買い物、家屋内の整理・整頓など軽易な援助を行う事業。

^{※18} 認知症の人や家族を見守る支援者。

^{※19} 認知症の人や家族、地域町民などが集まるカフェ。

2－3 障がい者支援



現状と課題

障がいの有無にかかわらず、だれもがお互いの人権と個性を尊重し、支え合いながらともに暮らすことができるよう、ソーシャルインクルージョン^{※20}の理念に基づく社会づくりが求められています。

本町では、これまで、障がい者支援に関する総合的な指針として、障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を策定し、障がい者への理解促進をはじめ、障がい福祉サービスの充実や障がい者の就労・社会参加の促進をはじめとする各種の障がい者（児）支援施策を推進してきました。

しかし、近年、障がい者の高齢化が進むとともに、介護者の高齢化も進み、将来の生活に不安を抱いている家庭も少なくないほか、就労についても非常に厳しい状況にあり、障がい者支援全般のさらなる充実が求められています。

今後は、このような状況を踏まえ、令和2年度に策定した障害者基本計画と令和5年度に策定した第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に基づき、また見直しを行いながら、障がいの有無にかかわらず、町民一人ひとりが支え合いながら健康で幸せに暮らし続けることができるよう、障がい者の自立支援と総合的な生活支援を基本とした具体的な取組を着実に推進していく必要があります。

主要施策

2-3-1 障がい者支援推進体制の充実

- ① 実情に即した障がい者（児）支援を総合的・計画的に進めるため、障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の見直しを行います。
- ② 地域自立支援協議会や上十三地域医療的ケア児支援体制検討会議の活用等により、関係機関・団体、事業者等との情報共有、連携・協力体制の強化に努めます。
- ③ 相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターや障がい者の地域生活を支援するための地域生活支援拠点等^{※21}の広域的な設置を検討していきます。

^{※20} すべての人を地域で包み込み、お互いに助け合う社会を目指す考え方。

^{※21} 障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた生活支援・居住支援のための拠点機能を持つ場所や体制のこと。

2-3-2 障がい者への理解促進

障がい者に対する町民の正しい理解の促進、障がいを理由とする差別の解消に向け、広報・啓発活動や福祉教育の推進、交流・ふれあいの機会の提供、障がい福祉関連のボランティア活動の促進等に努めます。

2-3-3 障がい福祉サービスの充実

- ① 障がい者やその家族が気軽に安心して相談することができるよう、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。
- ② 障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、訪問系サービスや日中活動系サービス、居住系サービスなど、各種サービスの提供体制の充実を促進します。
- ③ 障がい児が身近な地域で必要な支援を受けることができるよう、児童発達支援や放課後等デイサービスなど、各種サービスの提供体制の充実を促進します。
- ④ 県との連携のもと、手話通訳者・要約筆記者の派遣や日常生活用具の給付、移動の支援をはじめとする地域生活支援事業を実施します。
- ⑤ 障がい者の経済的負担の軽減に向け、各種の医療費助成制度や割引制度、年金・手当等の周知と活用を促進します。

2-3-4 障がい者の就労・社会参加の促進

障がい者の就労・社会参加の促進に向け、障がい者就業・生活支援センターやハローワーク^{※22}、就労移行支援事業所等と連携し、障がい者個々の能力や希望に応じた就労の支援を行うとともに、「あおもり国スポーツ・障スポ」との連動等により、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動、生涯学習活動等の機会の提供に努めます。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
自立支援給付件数	件	319	325
地域生活支援件数	件	215	225

※22 公共職業安定所。

2－4 地域福祉



現状と課題

近年、家族形態の変化等に伴い、家庭の介護力や地域で支え合う機能の低下が指摘されているほか、「8050 問題^{※23}」や「ダブルケア^{※24}」など、行政サービスだけでは対応が難しい複雑化・複合化した生活課題が出てきています。このような状況に対応するためには、公的な取組だけではなく、地域における多様な主体が“自分事”として参画し、地域全体で支え合う「地域共生社会^{※25}」をつくっていくことが必要です。

本町では、これまで、地域福祉に関する総合的な指針として、地域福祉計画を策定し、地域ぐるみの福祉活動の促進に努めてきました。

このような中、本町では、社会福祉協議会が福祉ボランティア活動の促進や地域における福祉体制づくり等を行い、地域福祉推進の中核的な役割を担っているほか、民生委員・児童委員や福祉ボランティア団体、関連事業所等が地域に密着した様々な活動を展開しています。

しかし、今後、少子高齢化のさらなる進行等に伴い、生活課題はますます増大し、かつ複雑・多様化することが予想され、特に、一人暮らしの高齢者・障がい者等の見守りや外出・買い物等の身近な生活支援の重要性が一層高まることが見込まれます。

今後は、このような状況を踏まえ、令和5年度に策定した第4期地域福祉計画に基づき、また見直しを行いながら、「地域共生社会」の実現に向けた具体的な取組を進めていくことが必要です。

^{※23} 80代の親が、ひきこもりなどの50代の子どもを支える家庭で、生活困窮と介護が同時に生じる問題。

^{※24} 子育てと介護等を同時に担わなければならない状態のこと。

^{※25} 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域町民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。

主要施策

2-4-1 地域福祉推進体制の充実

- ① 実情に即した地域福祉施策を総合的・計画的に進めるため、地域福祉計画の見直しを行います。
- ② 「地域共生社会」の実現に向け、地域全体で支え合い・助け合いの意識を高める取組を推進し、地域と連携・協働する体制の充実に努めます。

2-4-2 包括的な相談支援体制の整備

分野別では対応しきれない複雑化・複合化する困りごとや悩みごとに
的確に対応できるよう、包括的な相談支援体制の整備を進めます。

2-4-3 地域福祉を担う多様な担い手の育成

地域福祉を担う多様な担い手の育成に向け、社会福祉協議会をはじめ、
民生委員・児童委員、各種福祉団体、福祉ボランティア団体等の活動支
援を行うとともに、社会福祉協議会と連携し、地域福祉に関する広報・
啓発活動や情報提供、福祉教育を推進します。

2-4-4 分野を越えた横断的・総合的な取組の推進

ほのぼの交流協力員や関係事業所等による訪問・見守り体制の強化を
はじめ、外出・買い物の支援、交流の場・居場所づくり、生活困窮への
対応、ひきこもり・孤立・孤独へ対応、権利擁護の推進、虐待の防止など、
高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉等の各分野に共通する課題等
について、横断的・総合的な取組を推進します。

2-4-5 バリアフリー化等の推進

高齢者や障がい者、子どもも含め、すべての町民が安全に安心して暮
らせるよう、公共施設等の状況を点検し、整備が可能な箇所から、バリ
アフリー化^{※26}、ユニバーサルデザイン化^{※27}を進めます。

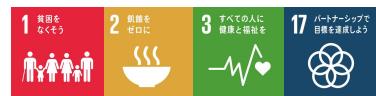
成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
福祉安心電話設置台数（累計）	台	52	52

※²⁶ 道路の段差の解消をはじめ、障壁（バリア）をなくす（フリー）こと。

※²⁷ すべての人が使いやすいよう、施設や建物、空間等をデザインすること。

2－5 国民健康保険・国民年金



現状と課題

国民健康保険制度は、病気やけがなどに対して保険給付を行う医療保険の柱として、人々の健康の維持・増進に大きな役割を果たしています。

本町では、人口減少の進行に伴い加入者数が減少傾向にある一方で、医療技術の高度化や高齢化の進行等に伴い、医療費は年々増加傾向にあり、その運営は非常に厳しい状況にあります。

このため、制度の安定的な運営に向け、医療費の抑制や国民健康保険税の収納確保に向けた取組を行うとともに、令和12年度予定の国民健康保険税水準の県内統一化への対応を進めていく必要があります。

また、後期高齢者医療制度は、75歳以上の人及び65歳以上で一定の障がいのある人の病気やけがに対して保険給付を行うものであり、国民健康保険制度とともに重要な役割を果たしています。

今後とも、制度の適正な運営に向け、健康づくりの促進や制度の周知徹底に向けた取組を進めていく必要があります。

一方、国民年金制度は、不安のない老後の生活を保障するものであり、人々の生活に必要不可欠な制度です。

しかし、制度に対する正しい理解が十分に得られていない状況も見受けられることから、制度の周知徹底を一層進めていく必要があります。

主要施策

2-5-1 国民健康保険制度の安定運営

- ① 医療費の抑制に向け、特定健康診査や特定保健指導をはじめとする各種保健事業の実施による被保険者の健康づくりの促進はもとより、医療費通知やレセプト^{※28}点検などの適正受診対策、ジェネリック医薬品^{※29}の利用促進等に努めます。
- ② 国民健康保険税の収納確保に向け、滞納者に対する納付相談・指導を行います。
- ③ 国民健康保険税水準の県内完全統一に向け、県と連携しながら、必要な取組を段階的に進めています。

2-5-2 後期高齢者医療制度の適正運営

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施をはじめ、各種保健事業の実施による被保険者の健康づくりの促進に努めるとともに、広報・啓発活動を推進し、後期高齢者医療制度の周知徹底に努めます。

2-5-3 国民年金制度の周知徹底

広報紙やパンフレットの活用、年金相談の充実等を通じ、国民年金制度の一層の周知徹底に努めます。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
国民健康保険税収納率（現年度）	%	94.9	96.1

※28 診療報酬明細書。

※29 新薬の特許期間終了後に発売される、新薬と同等の効き目で比較的安価な医薬品。

第3章 豊かで活力に満ちたとうほくまち

3-1 農林業



現状と課題

わが国では、令和7年度に、新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、農業の構造転換を集中的に進めています。

本町は、先人たちが開拓してきた広大な農地を生かし、特色ある農業のまちとして発展してきました。

現在、全国有数の生産量を誇るナガイモやニンニクなどの根菜類を中心とした野菜、米の生産、乳用牛（生乳）・肉用牛の生産などの県下有数の規模を誇る畜産が営まれているほか、これらの農畜産物を生かした加工特産品も数多く開発されています。

本町では、これまで、基幹産業である農業の振興に向け、様々な取組を積極的に進めてきましたが、農業情勢が厳しさを増す中、農業従事者の高齢化や減少、後継者不足、連作障害・土壌障害の発生、これらに伴う遊休農地・耕作放棄地の増加など、様々な問題が表面化しています。

このような中、まちづくりの中心を担う農業を今後も維持・発展させていくためには、関係機関・団体と連携し、地域農業を支える多様な担い手の育成・確保を重点に、近年の環境変化に即した多面的な農業振興施策を一体的に推進していくことが必要です。

一方、森林は、木材の生産をはじめ、水源のかん養や山地災害の防止、快適環境の形成などの多面的な機能を持ち、人々の生活と深く結びついています。

本町では、豊富な森林資源を生かし、古くからスギをはじめとする良質材の生産が行われ、林業も基幹産業の一翼を担ってきましたが、専業林家はなく、森林所有者のほとんどが小規模経営であるとともに、林業情勢が厳しさを増す中、林業生産活動が停滞し、森林機能の総体的な低下が懸念されています。

今後は、このような状況を踏まえ、森林が将来にわたって適切に整備・管理され、木材の生産をはじめ、森林の持つ多面的な機能が持続的に発揮されるよう、令和6年度に策定した森林整備計画に基づき、合理的・計画的な森林整備・管理を促進していく必要があります。

主要施策

3-1-1 地域農業を支える多様な担い手の育成・確保

- ① 関係機関と連携し、指導・支援体制の強化や「地域計画^{※30}」に基づく担い手への農地の集約化等を進め、地域農業を支える認定農業者の育成・確保を図るとともに、集落営農や農業経営の法人化を促進します。
- ② 関係機関による各種支援制度の周知と活用促進、移住・定住施策との連動等により、新規就農者や農業後継者の掘り起こしと着実な就農の促進を図ります。
- ③ 家族一人ひとりがその能力を十分に発揮できるよう、家族経営協定の締結など、経営への参画や就農環境の向上に向けた取組を推進します。
- ④ 多様な担い手の確保に向け、関係機関と連携し、県外人材の受入体制の充実を促進するほか、企業の参入や農福連携の仕組みづくり等について検討していきます。

3-1-2 農業生産基盤の充実

- ① 関係機関と連携し、農地や農道、用排水施設などの農業生産基盤の整備・改修、町営牧場の適切な利活用等を進めるとともに、整備された農業生産基盤を保全する地域ぐるみの共同活動への支援を行います。
- ② 鳥獣被害対策や遊休農地・耕作放棄地の防止と解消に向け、関係機関と連携し、農地パトロールや適切な指導等に努めます。
- ③ 連作障害や土壤障害の防止に向け、完熟堆肥の利用促進や土壤診断結果に基づく効率のよい施肥設計の推進など、健康な土づくりを支援します。

3-1-3 農畜産物の生産性の向上・ブランド化の促進

関係機関と連携し、効率的な生産技術や関連施設の導入、スマート農業^{※31}の取組を支援し、野菜、米、畜産をはじめ各作物の生産コストの低減や生産性の向上を促し、一層のブランド化を促進します。

3-1-4 特產品の開発と農畜産物の加工体制の充実

- ① 新たな特產品の開発に向け、地域特性や消費者ニーズ、気候変動等を踏まえた新作物や新品種の導入及び産地化を促進します。

^{※30} 令和4年度に改正された農業経営基盤強化促進法に基づき、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する計画（前身は「人・農地プラン」）。

^{※31} デジタル技術を活用し、超省力化や高品質生産等を行う農業。

- ② 農業の6次産業化^{※32}に向け、関係機関と連携し、農畜産物の加工体制の充実を促進し、既存加工特產品の生産拡大及び新たな加工特產品・郷土料理の開発を促します。

3-1-5 持続可能な農業の促進

国の「みどりの食料システム戦略」等に基づき、化学農薬・化学肥料の使用量低減、農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルの促進等により、環境にやさしい持続可能な農業の展開を促進します。

3-1-6 農畜産物の消費の拡大

道の駅「おがわら湖」などの産直施設や観光・商業施設の活用、学校給食との連携、スポーツイベントの活用等により、地産地消を促進するとともに、町ぐるみのPR・販売促進活動の強化、首都圏等へのトップセールスの展開、ふるさと納税の返礼品への活用など、多様な取組を推進し、町内外における消費の拡大に努めます。

3-1-7 計画的な森林整備・管理の促進

- ① 森林整備の効率化と森林の持つ多面的な機能の發揮に向け、林道の適正な維持管理を行うとともに、国・県と連携した林道整備も含め様々な状況に応じて森林環境の管理を図ります。
- ② 森林整備の中核的役割を担う森林組合の運営支援を行い、森林組合を中心とした合理的かつ省力・低成本で森林整備が行える体制づくりを進めながら、経営管理制度^{※33}や森林環境譲与税^{※34}を活用し、森林整備計画に示す森林の機能区分に沿った計画的な森林整備及び適正管理を促進します。

3-1-8 地元産材の利用促進

地元産材の利用促進に向け、公共建築物への木材利用を推進するほか、一般住宅等への木材利用に関する啓発活動及び情報提供を行います。

^{※32} 第1次産業が、生産だけにとどまらず、加工品の製造・販売やサービスの提供など、第2次産業や第3次産業まで踏み込むこと。

^{※33} 手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理をする制度。

^{※34} 国から関係地方公共団体に配分・交付する譲与税で、森林の整備に関する施策（間伐等）や森林の整備の促進に関する施策（人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等）を推進するための費用として充てることとされている。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
認定農業者数（広域認定含む）	人	391	416
新規就農者数（累計）	人	17	現状より増加
家族経営協定締結数（延べ）	組	120	130

3-2 水産業



現状と課題

青森県は、内水面漁業の盛んな地域であり、内水面漁業の漁獲量は、北海道、島根県に続いて第3位で、わが国全体の漁獲量の約17%を占めています（令和6年漁業・養殖業生産統計：農林水産省）。

本町は、県下最大の面積を誇る“宝湖”と呼ばれる小川原湖を生かし、「小川原湖産大和しじみ」として農林水産省「地理的表示（GI）保護制度^{※35}」に登録されているシジミ貝をはじめ、シラウオやワカサギ、モクズガニなどの漁が行われており、魚種によっては全国有数の漁獲高を誇ります。

また、これらの水産物を生かした加工特産品や郷土料理も数多く開発されており、特に、ワカサギの佃煮や筏焼きは、小川原湖の名産品として全国に出荷されているほか、「しじみラーメン」は、道の駅「おがわら湖」のレストランの人気メニューとなっています。

本町では、これまで、農林業とともに基幹産業の位置を占める水産業の振興に向け、様々な取組を積極的に進めてきましたが、水産業を取り巻く情勢が厳しさを増す中、漁業従事者の高齢化や減少、資源の減少といった問題が表面化しており、漁獲高は減少傾向にあります。

今後は、安全かつ生産性の高い漁業を維持していくため、関係機関や団体、漁業者が一体となって漁業経営及び生産基盤の充実を図り、漁業資源の維持・拡大等に向けた取組を進めていく必要があります。

また、水産業の総合的振興に向け、加工体制の充実等による6次産業化なども進めていく必要があります。

主要施策

3-2-1 漁業経営の充実促進

漁業振興の中核的役割を担う漁業協同組合の運営支援を行うとともに、これと連携しながら、地域漁業を支える漁業経営体の育成・確保に努めます。

^{※35} その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する產品の名称を、地域の知的財産として保護する制度。

3-2-2 漁業生産基盤の充実

安全かつ生産性の高い漁業が行えるよう、荷捌場や桟橋などの漁業関連施設の改修、湖底の耕うん等による漁場の整備に関する支援等を行い、漁業生産基盤の充実に努めます。

3-2-3 漁業資源の維持・拡大に向けた取組の推進

- ① 亂獲の防止及び資源の保護に向け、漁業協同組合による禁漁区・禁漁期間の周知徹底、計画的な漁獲の促進、外来魚の駆除に関する支援を行います。
- ② 漁業資源の維持・拡大に向け、漁業協同組合によるシジミ貝の種苗やウナギの幼魚等の放流に関する支援を行います。

3-2-4 水産物の加工体制の充実

水産加工業の振興及び水産業の6次産業化に向け、関係機関・団体と連携し、水産物の加工体制の充実を促進し、既存加工特產品の生産拡大及び新たな加工特產品・郷土料理の開発を促します。

3-2-5 水産物の消費の拡大

道の駅「おがわら湖」などの産直施設や観光・商業施設の活用、学校給食との連携、スポーツイベントの活用等により、地産地消を促進するとともに、町ぐるみのPR・販売促進活動の強化、首都圏等へのトップセールスの展開、ふるさと納税の返礼品への活用など、多様な取組を推進し、町内外における消費の拡大に努めます。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
小川原湖漁獲高	百万円	446	現状より増加

3－3 商工業



現状と課題

人口減少の進行や人々の大型店志向の強まり、ネットショッピングの普及等に伴い、全国的に地域商業の衰退が進み、その再生が大きな課題となっています。

本町の商業活動は、青い森鉄道上北町駅・乙供駅周辺に形成された商店街を中心に展開されており、町民の日々の暮らしを支えていますが、全国的動向と同様に、地域商業をめぐる状況が厳しさを増す中、商店街においては、経営者の高齢化や後継者不足等とも相まって、空き店舗が増加するなど、一層厳しい状況になってきています。

こうした中、商業の継続的な経営と安定化を図るとともに、にぎわいや活気を生み出す魅力的な商業活動の展開を促すため、商工会との連携による支援体制の強化が求められています。

一方、工業は、地域経済の活性化や雇用の創出に直結する重要な産業ですが、地方においては、人手不足の深刻化や資材価格の高騰などを背景に、取り巻く情勢は厳しさを増しています。

本町の工業は、農・水産加工業を主体とする地場産業と、工業団地や農工団地への誘致企業を中心に展開されており、町の活力と町民の雇用を生み出していますが、地方の産業・経済が厳しい状況にある中で、事業所数や従業者数は減少傾向にあるほか、企業立地の停滞といった問題を抱えており、取り巻く情勢は厳しさを増しています。

このため、商工会と連携し、既存事業所の継続・継承や創業を支援していくとともに、新たな企業の誘致に向けた取組を進めていく必要があります。

主要施策

3-3-1 商工会の運営支援

商工業の振興に向け、各種活動の一層の活発化を図るため、商工会の運営支援を行います。

3-3-2 商工業事業所の継続・承継、新規創業の支援

商工業事業所の事業継続・事業承継や新規創業を促進するため、町の「商業者等未来経営支援事業費補助金」や県との連携による「青森県・東北町連携融資制度」など、各種制度の周知と活用を促進します。

3-3-3 駅前にぎわいの創出に向けた取組の推進

青い森鉄道乙供駅及び上北町駅周辺のまちなかのにぎわいの創出に向け、駅前にぎわいパートナーとして登録された事業者や団体等が、駅前の公共空間で出店やイベント等を行う「駅前にぎわいパートナー事業」を実施します。

3-3-4 企業誘致の推進

第1次産業のまちとしての特性・資源や恵まれた立地条件・交通条件など本町の優位性に関する情報発信を行いながら、関係機関と連携して効果的な企業誘致活動を展開し、優良企業の立地を促進します。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
年間商品販売額（卸売業・小売業）	百万円	(R3) 21,056	現状より増加
製造品出荷額等	百万円	(R4) 8,988	現状より増加

3－4 観光



現状と課題

近年、わが国の観光は、コロナ禍の影響による低迷からほぼ回復し、特に、インバウンド^{※36}の数は過去最高となっています。

本町は、数多くの源泉を持ち、豊富な湯量を誇る「いで湯のさと」であり、温泉施設が数多く点在しています。

また、このほかにも、道の駅「おがわら湖」、道の駅隣接の「しじみ一湯」、小川原湖公園、湖畔の千本桜（小川原湖公園内）、わかさぎ公園、清水目ダムオートキャンプ場、みどりの大地とロマンの森公園、日本中央の碑保存館、さらには春まつりや湖水まつりをはじめとする四季折々の祭り・イベントなど、それぞれの年代が楽しめる多彩な観光資源があります。

しかし、令和5年の本町の観光客数は、約25万人（青森県観光入込客統計）で、コロナ禍以前の状況（令和元年・約31万人）には回復していないほか、数多くの観光資源も、観光客が年間を通じて繰り返し訪れたいと思う魅力ある観光基盤としての活用状況は必ずしも十分とはいえません。

このため、今後は、観光客の増加による地域経済の活性化、観光から移住への展開を視野に入れ、既存観光資源の一層の磨き上げや本町の特性に即した新たな観光資源の掘り起こし、観光PR活動の強化などを進めていく必要があります。

^{※36} 訪日外国人旅行。

主要施策

3-4-1 観光協会の運営支援

観光の振興に向けた各種活動の一層の活発化に向け、観光協会の運営支援を行います。

3-4-2 既存観光資源の充実・活用

道の駅「おがわら湖」のグレードアップや小川原湖公園ふれあい村の施設・設備の改修をはじめ、既存観光施設の整備充実を図るほか、日の本中央まつりや湖水まつり、日の本まなか市などの祭り・イベントの内容充実を進め、選ばれる観光地づくりを目指します。

3-4-3 地域特性を生かした観光機能の強化

関係機関・団体や事業者等と協働し、農業・漁業体験や農泊^{※37}の取組、農水産物を生かした特産品や郷土料理の開発・販売、スポーツツーリズム^{※38}の展開など、特色ある第1次産業や恵まれたスポーツ環境などの地域特性を生かした観光機能の強化に努めます。

3-4-4 観光PR活動の強化

観光客の拡大に向け、ホームページやSNSをはじめとする様々な情報媒体・手段を活用し、観光PR活動の強化を図ります。

3-4-5 広域観光体制の充実

広域的連携のもと、広域観光ルートづくりや広域的なPR活動の推進、JRや青い森鉄道とタイアップしたツアーの誘致など、地域一体となつた観光振興施策を推進します。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
観光客入込数	千人	236	275
観光消費額	百万円	437	568
宿泊施設平均稼働率	%	—	25

^{※37} 農山漁村地域に宿泊し、地域資源を活用した食事や体験を楽しむ農山漁村滞在型旅行。

^{※38} スポーツの観戦者やスポーツイベントの参加者と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及などを目指す新たな観光の取組。

3－5 雇用対策



現状と課題

近年、わが国の雇用情勢は、コロナ禍の影響による大幅な悪化から持ち直していますが、まだ完全に回復したとはいえません。

ハローワーク野辺地管内においても、求人数は徐々に増加し、雇用情勢は改善傾向にありますが、求人内容と求職者の希望が合致しない雇用のミスマッチといった問題が生じており、結果的に人手不足の状況が続いている。

本町においても、地域産業を取り巻く情勢が厳しさを増す中、魅力ある雇用の場の不足が指摘される一方で、少子高齢化の急速な進行や若者の流出等に伴い、町内事業所における労働力不足といった状況がみられます。

このため、今後は、本計画に掲げる農林水産業・商工業・観光の各種産業振興施策を積極的に推進し、魅力ある雇用の場の確保に努めるとともに、関係機関と連携し、情報提供をはじめ、町民の地元雇用につながる取組や、若者や女性にも選ばれる、働きやすく魅力ある職場環境づくりに向けた取組を進めていく必要があります。

主要施策

3-5-1 町民の地元雇用の促進

- ① 青森労働局やハローワーク野辺地、町内事業所等と連携し、求人情報や職業相談・訓練・セミナー等に関する情報の提供を行います。
- ② 町内事業所に対し、雇用等に関する各種助成制度・奨励金の周知と活用を促し、町民の雇用を促進します。
- ③ 広域的連携のもと、野辺地地区雇用対策協議会による雇用の確保・拡大に向けた取組を推進します。

3-5-2 町内事業所の働き方改革の促進

若者や女性にも選ばれる、働きやすく魅力ある職場環境づくりに向け、町内事業所に対し、多様で柔軟な働き方の実現をはじめとする「働き方改革」についての啓発活動・情報提供を行います。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
町内の従業者数	人	(R2) 5,520	現状より増加

第4章 安全・安心・快適なとうほくまち

4-1 消防・防災



現状と課題

近年、わが国の火災発生件数は増加傾向にあるとともに、火災による死者の約7割が高齢者となっており、その対策が求められています。

本町の消防体制は、中部上北広域事業組合による広域的な常備消防と、東北町消防団による非常備消防とで構成され、互いに連携しながら地域消防・防災に努めています。

しかし、社会環境の変化に伴い、火災発生の要因は多岐にわたり複雑化している傾向にあり、これらへの対応が求められているほか、消防団についても、団員確保の困難さや団員の高齢化などの問題がみられ、消防力の低下が懸念されています。施設面についても、防火水槽・消火栓等の消防水利の整備充実や消防車両及び屯所の計画的な更新等が必要となっています。

このため、常備消防及び救急体制の充実や消防団の維持・充実に向けた取組、消防施設・装備全般の整備充実を進めるとともに、広域的な連携により、消防力の維持・強化を図っていく必要があります。

また、近年、全国各地で地震や大雨による大規模な自然災害が相次いで発生しており、災害からの安全性の確保が強く求められています。

本町では、これまでの災害から得た教訓を踏まえ、町民の防災意識の啓発や災害時の情報伝達体制の充実、避難支援体制の整備をはじめ、各種の防災・減災対策を進めるとともに、隣接する六ヶ所村に原子力施設が設置されていることを踏まえた安全対策等に努めてきました。

今後も、町民の生命と財産を守るために、地域防災計画等の指針を適宜見直しながら、町及び防災関係機関、町民が一体となって、防災・減災体制のさらなる強化を進めていく必要があります。

主要施策

4-1-1 常備消防・救急体制の充実

中部上北広域事業組合による常備消防・救急体制の一層の充実に向け、職員の資質の向上や施設・装備の整備充実を進めるとともに、隣接の消防本部との広域的連携や共同利用の取組を図っていきます。

4-1-2 消防団の維持・充実

消防団の維持・充実に向け、広報・啓発活動等を通じて消防団活動に対する町民の理解と協力を求めながら、団員の確保対策の強化や研修・訓練の充実による資質の向上等を進めます。

4-1-3 消防施設・装備の整備充実

老朽化や能力不足等の状況に応じ、消火栓の修理・新設や消防屯所・消防車両の更新、消防資機材の整備など、各種消防施設・装備の整備充実を計画的に推進します。

4-1-4 総合的な防災体制の確立

- ① 災害に強いまちづくりを総合的・計画的に進めるため、地域防災計画や国土強靭化地域計画をはじめ、各種防災関連計画・マニュアル・ハザードマップ^{※39}の見直しを適宜行います。
- ② 防災行政用無線やぼうさいメール、「東北町テレビ」等の活用による災害時の情報伝達体制の強化・多重化をはじめ、高齢者や障がい者など避難に支援を要する町民の支援体制の充実、備蓄品の更新、避難路・避難場所の充実及び周知徹底、さらには他自治体や民間企業・団体との協力体制の維持・充実を図ります。

4-1-5 防火・防災意識の高揚と自主防災組織の育成

町民の防火・防災意識の高揚と地域ぐるみの防火・防災体制の確立に向け、広報・啓発活動の推進や防火・防災訓練の実施を図るとともに、防災士の養成や自主防災組織の育成及び活動支援に努めます。

4-1-6 治山・治水対策の促進

災害の未然防止に向け、危険箇所の把握・周知を行いながら、関係機関と連携し、河川の改修や急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を促進します。

4-1-7 原子力防災対策の推進

県地域防災計画及び町地域防災計画・原子力防災マニュアルに基づき、これまでの原子力関連事故を教訓に、町民の安全確保と環境保全のための適切な原子力防災対策を推進します。

4-1-8 武力攻撃等の緊急事態対策の推進

武力攻撃等の緊急事態に対処するため、国民保護計画に基づき、平時からの備えや事態発生時の即応体制の維持・充実などに関する取組を推進します。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
消火栓設置基数	基	508	513
消防団員の充足率	%	75.4	83.3
自主防災組織の組織数	組織	2	10

^{※39} 想定される災害の範囲や危険箇所、避難場所等を地図上に示したもの。

4－2 交通安全・防犯



現状と課題

わが国の交通事故発生件数は、過去10年間で約半減しているものの、直近数年間は横ばい傾向にあります。また、交通事故による死者のうち、高齢者が半数以上を占めており、その対策が求められています。

本町では、警察や交通安全協会、交通指導隊、交通安全母の会と連携し、子どもや高齢者を対象とした交通安全教育をはじめ、広報活動や交通安全運動期間の啓発活動等を推進し、官民一体となって交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設の整備等に努めています。

このような中、本町における交通事故発生件数は減少傾向にありますが、今後も、だれもが交通事故を起こさない・交通事故にあわない環境づくりに向け、子どもや高齢者を中心とした交通安全意識の啓発や交通安全施設の点検・更新等を着実に進めていくことが必要です。

また、近年、全国的に子どもや高齢者を巻き込む犯罪が発生し、犯罪からの安全性の確保が重視されています。

本町では、警察や防犯協会、防犯指導隊等と連携し、防犯意識の高揚や防犯体制の充実を図り、犯罪の未然防止に努めています。

今後、高齢化や核家族化のさらなる進行等に伴い、地域の犯罪防止機能の低下も懸念されることから、防犯意識の高揚や防犯体制の強化、被害者への支援に努めるとともに、犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行を起こさない環境づくりに努める必要があります。

さらに、消費者を取り巻く環境が大きく変化する中、特殊詐欺や悪質商法による被害をはじめ、消費者トラブルが後を絶たない状況にあります。

本町では、リーフレットの配布等による消費者への注意喚起や情報提供等を行ってきたほか、広域的に開設した三沢市消費生活センター及び町の相談窓口において消費者の相談に対応していますが、今後も、町民が被害を受けることのないよう、消費者意識の高揚と相談体制の維持・充実に努める必要があります。

主要施策

4-2-1 交通安全対策の推進

- ① 交通安全関係団体等の組織の充実を促進しながら、これらと連携し、各種行事や広報・啓発活動の充実、保育所・認定こども園・学校・職場・地域社会などあらゆる機

会をとらえた交通安全意識の啓発に努めます。

- ② 町道について、区画線やカーブミラー、赤色交通安全灯の設置・修繕など、交通安全施設の整備充実を図るとともに、国道・県道についても、交通安全施設の整備充実を関係機関に要請していきます。
- ③ 交通事故被害者の救済を図るため、広報・啓発活動等を推進し、交通災害共済制度への加入を促進します。

4-2-2 防犯対策の推進

- ① 防犯関係団体等の組織の充実を促進しながら、これらと連携し、防犯にかかわる行事や広報・啓発活動の充実、地域ぐるみの防犯・地域安全活動の促進に努めます。
- ② 防犯環境の向上に向け、LED^{※40}防犯灯等の防犯施設の新設・更新に対する支援を行います。
- ③ 警察及び公的機関・団体、民間団体が連携した七戸地区犯罪被害者支援ネットワークの紹介を行うなど、犯罪被害者への支援を行います。

4-2-3 再犯・再非行の防止に向けた取組の推進

安全で安心して暮らせる社会をつくるため、関係機関・団体と連携し、犯罪や非行をした人の立ち直りの支援や共生社会の理解を深める啓発活動を進めます。

4-2-4 消費者対策の推進

消費者トラブルの未然防止と発生後の適切な対応に向け、関係機関との連携や広域的連携のもと、消費生活に関する啓発活動や情報提供を効果的に推進するとともに、三沢市消費生活センター及び町における相談体制の維持・充実を図ります。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
交通事故発生件数	件	20	15
刑法犯認知件数	件	27	20
街頭犯罪認知件数	件	4	2

^{※40} 発光ダイオード。白熱灯に比べ大幅な省エネルギーが可能。

4－3 環境保全・エネルギー

現状と課題



地球温暖化が一層深刻化する中、世界各国で脱炭素化の動きが本格化しており、わが国においても、2050年までにカーボンニュートラル^{※41}を実現する目標を掲げています。

本町は、八甲田連峰の裾野に広がる緑豊かなまちであるとともに、東部一帯には、貴重な動植物や魚類が生息する小川原湖が広がり、うるおい豊かな水辺空間にも恵まれ、美しく雄大な自然環境・景観を誇ります。

本町ではこれまで、こうした自然環境・景観の保全はもとより、町民の環境美化運動の促進、公害等環境問題や航空機騒音の防止対策の推進など、環境保全に向けた各種の施策を推進してきました。

また、地球温暖化対策として、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和元年度策定、令和7年度改訂）に基づき、町の事務事業で発生する温室効果ガスの排出削減に努めてきたほか、令和7年度には、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、町（区域）全体における温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。

さらに、令和5年度から、小川原湖の水質改善を主目的に、小川原湖を次世代に引き継いでいくための幅広い取組を町一体となって行う「小川原湖プロジェクト」を進めています。

今後は、こうした取組をさらに発展させながら、身近な自然環境・景観から地球環境までを視野に入れた環境・エネルギー施策を積極的に推進し、だれもが住みたくなる美しいまちづくり、脱炭素社会の実現を目指していく必要があります。

主要施策

4-3-1 地球温暖化対策の推進

- 行政が率先して温室効果ガスの排出削減を行うため、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）等に基づき、職員の省エネ行動の徹底や公共施設の更新時等の太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備の設置、照明のLED化、公用車への電動車の導入等を進めます。

^{※41} 主として人間の活動によって排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量と、森林や植物が吸収する温室効果ガスの吸収量が等しくなること。

② 町（区域）全体での温室効果ガスの排出削減に向け、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、町民・事業者の省エネ行動の促進や一般住宅における太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備の設置支援をはじめ、町全体で取組を促進します。

4-3-2 公害等環境問題への対応と環境美化の推進

- ① 事業所における騒音・悪臭・振動や一般家庭等における野焼き等の環境問題について、関係機関と連携し、適切な調査や指導等を行い、未然防止に努めます。
- ② 航空自衛隊等の航空機より生じる騒音等に対し、関係機関と連携し、防音対策を進めます。
- ③ 六ヶ所村の原子燃料サイクル施設について、隣接自治体として、町民や職員の知識を深める取組を行うとともに、環境管理体制の強化を強く要請していきます。
- ④ 美しく快適な居住環境づくりに向け、地域住民によるごみ拾い・清掃などの環境美化活動を促進します。

4-3-3 「小川原湖プロジェクト」の推進

小川原湖の水質改善等を進め、よりよい状態で次世代に引き継いでいくため、町民や関係機関・団体等と協働し、湖内環境の改善や清掃、生活・産業排水対策、販路開拓・PR、資源管理・回復、学習・啓発、調査・研究をテーマとした幅広い取組を進めます。

4-3-4 環境保全に関する啓発・教育の推進

町民の環境保全意識の高揚と実践活動の促進に向け、「デコ活^{※42}」に関する広報・啓発活動を推進するほか、学校教育や社会教育などを通じ、環境教育・学習を推進します。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
庁舎における温室効果ガス排出量	t	(R5) 3,731	現状より減少
東北町の温室効果ガス排出量（正味排出量）	t	(R4) 98,654	78,452

※42 CO₂を減らす脱炭素化（デカーボナイゼーション）と環境によいこと（エコ）を組み合わせた言葉で、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」のこと。

4－4 一般廃棄物処理



現状と課題

廃棄物の発生をできるだけ抑制し、資源となるものは循環的に利用することで、環境への負荷が低減される持続可能な循環型社会の形成が求められています。

本町のごみ処理は、中部上北広域事業組合の清掃センターや最終処分場で焼却・埋立処理等を行っています。

本町ではこれまで、広報・啓発活動の推進等を通じてごみの分別排出や減量化を促すとともに、リサイクル推進団体の活動支援や「オフィス町内会^{※43}」の加入促進等を通じてリサイクル等の促進に努めてきました。また、関係機関と連携し、不法投棄対策も進めてきました。

このような中、ごみの排出量は減少してきていますが、可燃物と不燃物の混入等の状況もみられ、ごみ分別の一層の徹底やさらなる減量化・リサイクルの促進が求められる状況にあるとともに、不法投棄も後を絶たず、対応の強化が課題となっています。

このため、ごみの排出動向等を踏まえながら、ごみの受入及び処理体制の充実を進めるとともに、町民の意識の高揚を図りながら、ごみの減量化や3R^{※44}の促進、不法投棄の防止等に一層積極的に取り組み、循環型の社会づくりを進めていく必要があります。

また、し尿処理についても、中部上北広域事業組合の衛生センターで処理等を行っており、今後も処理対象物の適正な受入及び処理等に努める必要があります。

一方、近年、世界的に食品ロス^{※45}が大きな社会問題となっており、わが国においても、国民一人あたり毎日おにぎり約1個分の食べ物が捨てられている状況にあります。

このため、本町においても、国や県の動向を踏まえつつ、食品ロスの削減に向けた取組を進めていく必要があります。

^{※43} オフィスや事業所から排出される古紙のリサイクルを促進するため、複数の事業所が協力して共通の回収便を事業所間に運行し、無料で効率的に古紙回収を行う取組。

^{※44} リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生使用）。

^{※45} まだ食べられるのに捨てる食品。

主要施策

4-4-1 ごみ処理体制の充実

広域的連携のもと、ごみの排出動向等に応じた分別収集体制の充実、ごみ分別に関する広報・啓発活動の推進、カレンダーやアプリの利用促進等を通じた分別排出の徹底や生ごみの水切り等の促進に努めるとともに、清掃センターの適正な管理・運営や最終処分場の整備など、ごみ処理・リサイクル体制の充実に努めます。

4-4-2 3Rの促進

広報・啓発活動の推進やリサイクル推進団体の活動支援、「オフィス町内会」の加入促進、リユース・リサイクル品回収事業の実施、小型家電リサイクルボックスの周知など、積極的な取組を行い、町民や事業者の自主的な3Rを促進します。

4-4-3 ごみの不法投棄の防止

町内パトロールの定期的実施や不法投棄防止看板の設置を行うとともに、県の廃棄物不法投棄監視員、町の環境美化推進員等と連携し、監視・指導体制の強化を図ります。

4-4-4 し尿処理体制の充実

広域的連携のもと、衛生センターの適正な管理・運営など、し尿処理体制の充実に努めます。

4-4-5 食品ロス対策の推進

県の取組と連動し、広報・啓発活動や情報提供の推進、「3010運動※46」の展開、「あおもり食べきり推進オフィス・ショップ認定制度※47」の周知と活用促進など、食品ロス対策を推進します。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
ごみ総排出量	t	4,703	4,550
「オフィス町内会」加入事業所数(累計)	事業所	6	10

※46 会食・宴会等の乾杯後の30分とお開きの10分は自分の席に座り、おいしく料理を食べることで、食品ロスの削減を図るための運動。

※47 食品ロス削減に積極的に取り組む事業者を「あおもり食べきり推進オフィス・ショップ」として認定し、認定証及び認定ステッカーの交付、県のホームページなどを通じた県民へのPRを行う制度。

4－5 上下水道



現状と課題

水道は、人々の生活に必要不可欠なライフラインですが、全国的に給水人口の減少により料金収入が減少する一方、老朽化した施設の更新等にかかる経費が増大しており、将来にわたって持続可能な水道事業を進めていくことが大きな課題となっています。

本町の水道事業は、平成29年度に、上北地区の上水道事業へ東北地区的簡易水道事業を統合し、現在の上水道事業となっています。

本町では、これまで、水道施設の整備など給水体制の充実を図り、安全で良質な水の安定供給に努めてきましたが、本町においても、人口減少による給水人口の減少、これに伴う料金収入の減少といった状況がみられ、水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このような状況下においても、水道事業は安全・安心な飲用水の安定供給が責務であることに変わりはなく、将来的にも健全経営を継続するためには、今後、適正な料金設定の検討、水道施設の統廃合及び縮小を計画のうえ、老朽施設の更新を進め、持続可能な水道事業の実現を目指していく必要があります。

一方、下水道は、美しく快適な生活環境づくりに欠かせない重要な施設であり、人々の生活に大きな役割を果たしています。

本町では、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業により町全域の下水・生活排水処理施設の整備を進めています。

公共下水道事業と農業集落排水事業については、施設整備はほぼ完了しており、今後は、公共下水道施設の早期整備完了、整備された公共下水道施設・農業集落排水施設の適正管理・長寿命化、未接続世帯の接続の促進が必要となっています。

合併処理浄化槽については、補助を行い、単独浄化槽等から合併処理浄化槽への転換や合併処理浄化槽の新設を促進していますが、今後とも、その必要性に関する啓発活動等を行いながら、普及を促進していく必要があります。

主要施策

4-5-1 水道施設の整備

持続可能な水道の実現に向け、施設の老朽化や災害時へ対応、水質管理の強化、ダウンサイ징^{※48}による事業の効率化を総合的に勘案しながら、浄水施設の統合をはじめ、水道施設の整備を計画的に進めます。

4-5-2 水質管理の推進と節水の促進

- ① 良質な水道水の供給に向け、水質検査計画に基づく定期的な検査の実施・公表、水源地周辺の環境保全に努めます。
- ② 広報・啓発活動等を通じて町民の節水意識の高揚及び水道事業に対する理解と協力を促し、限りある水資源の有効活用に努めます。

4-5-3 下水道施設の整備・管理と接続の促進

- ① 公共下水道施設について、残された区域の整備を効率的に推進し、早期完了に努めます。
- ② 公共下水道施設・農業集落排水施設について、ストックマネジメント^{※49}計画に基づき、整備された施設の適正な維持管理・長寿命化を計画的・効率的に進めるとともに、広報・啓発活動等を行い、未接続世帯の接続を促進します。

4-5-4 合併処理浄化槽の設置促進

今後も補助制度を継続し、広報・啓発活動や情報提供等を行いながら、合併処理浄化槽の設置を促進します。

4-5-5 上下水道経営の効率化

持続可能な上下水道経営の推進に向け、施設の管理・運営体制の見直しや経費の節減、利用料金の適正化など、経営の効率化に向けた取組を進めます。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
水道管路更新率	%	0.2	0.3
水道水有収率	%	58.7	63.7
汚水衛生処理率	%	80.0	86.0

※48 コストの削減や事業の効率化を目的に、規模（サイズ）を小さくすること。

※49 持続可能な公共インフラの実現を目的に、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、施設を計画的かつ効率的に管理すること。

4－6 公園・緑化



現状と課題

公園は、人々のいこい・ふれあいの場、スポーツ・レクリエーションの場、子どもの遊び場、ときには災害時の避難場所となる重要な施設ですが、全国的に遊具等の老朽化が進み、安全対策の強化が求められています。

本町は、広大な緑の大地と小川原湖に代表される、緑と水の豊かな自然を誇るまちであり、自然の緑や水に親しめる場が数多くあるほか、観光施設としての小川原湖公園やわかさぎ公園などの特色ある公園や、スポーツ施設としての南・北総合運動公園などが整備されています。

しかし、町民の生活に身近ないこい・ふれあいの場、子どもの遊び場としての公園については、数箇所あるものの、整備状況は十分とはいえず、これらへの対応が求められています。

また、既存の公園については、経年劣化等に応じた施設・設備の修繕を毎年実施していますが、全国的に老朽化した遊具等の利用による事故が発生する中、維持管理の充実が求められています。

このため、既存公園施設・設備の整備充実に努めるとともに、市街地や集落内における身近な公園や、親子で一日遊べる特色ある公園等の整備について検討していく必要があります。

また、花と緑あふれる快適でうるおいのある環境づくりに向け、町民との協働のもと、緑化、花づくりを進めていく必要があります。

主要施策

4-6-1 公園の整備・管理

- ① 安全性の確保と利用しやすい環境づくりに向け、老朽化の状況等に応じ、既存公園施設・設備の点検・修繕等を計画的に推進するとともに、地域住民との協働による公園の維持管理を進めます。
- ② 子育て支援施策等と連動し、町内外の子育て世帯が集まって一日遊ぶことができる公園等の整備について検討していきます。

4-6-2 緑化の推進

公共施設において、植樹や花の植栽を計画的に推進するとともに、町民の自主的な緑化運動、花いっぱい運動を促進し、町ぐるみの緑化運動を展開します。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
公園の安全点検実施率	%	100.0	100.0
公園の維持管理率	%	100.0	100.0

第5章 未来への基盤が整ったとうほくまち

5－1 土地利用・市街地整備



現状と課題

土地は、あらゆる活動の共通の基盤であるとともに、現在及び将来にわたって限られた貴重な資源であり、地域の持続的発展のためには、有効的かつ効果的に利用していくことが必要です。

本町は、県下町村で4番目に広いまちで、大部分が山々から続く丘陵地と台地となっており、森林・原野と農用地が総面積の約70%を占めています。

また、本町では、青い森鉄道上北町駅・乙供駅周辺を中心に、総面積の約40%にあたる12,947haが都市計画区域に指定されており、このうちの366haに用途地域指定が行われています。用途地域の内訳をみると、住居系用途が最も多く270ha、次いで工業系用途が64ha、商業系用途が32haとなっています。

本町では、これまで、国土利用計画や都市計画マスターplanに基づき、計画的な土地利用や市街地づくりを進めてきました。

しかし、社会環境の変化に伴い、農用地が減少傾向にあり、基幹産業である農業の振興に向け、整備された優良農地の保全と有効活用が必要となっているほか、人々の環境・エネルギーへの意識が一層高まる中、豊かな自然や森林資源の保全が求められています。

また一方では、人口減少の進行等に伴い、市街地の空洞化や商店街の衰退、未利用地の増加などの問題が深刻化する中、魅力ある市街地づくりなど、町全体の持続的発展を見据えた積極的な土地利用を検討していくことも重要な課題となっています。

このため、今後は、令和元年度に策定した第2次国土利用計画等に基づき、土地利用関連計画の見直しや総合調整を行うとともに、町民の合意形成を進めながら、将来を十分に見据えた計画的な土地利用・市街地整備を推進していく必要があります。

主要施策

5-1-1 土地利用関連計画の見直し・総合調整

町民との協働のもと、将来を見据えた土地利用・市街地整備の方向性を十分に検討・協議し、第2次国土利用計画等に基づき、都市計画マスターPLAN、農業振興地域整備計画、森林整備計画の見直しや総合調整を行います。

5-1-2 適正な土地利用への誘導

- ① 広報・啓発活動の推進等により、土地利用関連法・関連計画等についての周知に努めるとともに、これらに基づく規制・誘導に努め、適正な土地利用への誘導を図ります。
- ② 空家問題について、環境・景観の保全と未利用地の発生防止・解消に向け、空家等対策計画に基づき、所有者への適正管理・利活用に関する啓発や改善・除却等の指導・勧告など、適切な措置に努めます。

5-1-3 市街地整備の検討・推進

青い森鉄道上北町駅・乙供駅周辺を中心とする市街地について、町民との協働のもと、魅力ある市街地の形成について検討・研究し、その実現化に向けた取組を段階的に進めています。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
都市計画区域内の用途地域内人口	人	5,029	現状より増加

5－2 道路・公共交通



現状と課題

道路や公共交通は、人々の日常生活や地域の産業・経済活動をはじめ、様々な活動を支える重要な社会基盤であり、そのあり方は、地域の発展に密接に結びついています。

本町の道路網は、令和7年4月現在、国道4路線（4号・45号・279号・394号）、県道11路線（主要地方道4路線、一般県道7路線）、町道707路線等によって構成されています。

また、令和4年度に上北自動車道が全線開通し、町内に上北インターチェンジと東北インターチェンジの2つのインターチェンジが設置され、県内主要都市へのアクセスが大幅に向上しています。

本町では、これまで、関係機関と連携しながら道路網の整備を計画的に進め、道路環境は着実に向上してきました。

今後は、人口減少や高齢化のさらなる進行や上北自動車道へのアクセスの向上、そして町全体の発展可能性の拡大を見据え、国・県道から町道に至るまで、より一層便利で安全な道路網の整備を進めていく必要があります。

また、本町の公共交通については、青い森鉄道が運行され、4つの駅が設置されているほか、民間の路線バスが運行されています。また、町においても町民バスを運行しています。

これらは、広域的な移動手段として、また町民生活における身近な交通手段として、今後とも欠かせないものであることから、利活用に向けた取組を進めながら、その維持・確保を図るとともに、将来を見据えた町の公共交通のあり方を検討していく必要があります。

主要施策

5-2-1 高規格道路の整備促進

立地条件と交通の便の一層の向上、これに伴う町のさらなる発展に向け、下北半島縦貫道路の整備を関係機関に積極的に要請していきます。

5-2-2 国道・県道の整備促進

東北新幹線七戸十和田駅や上北自動車道、六ヶ所村等へのアクセスの向上に向け、国道394号、上北自動車道と県道8号線を結ぶ道路をはじめ、国道・県道の整備を関係機関に積極的に要請していきます。

5-2-3 町道等の整備と維持管理

地域ミニ計画による地域の要望等を踏まえながら、町道及び橋梁の整備を計画的・効率的に推進するとともに、町民との協働のもと、適正管理、維持補修に努めます。

5-2-4 冬期間の交通及び安全性の確保

冬期間の交通及び安全性の確保に向け、関係機関と連携し、デジタル技術を活用した除雪体制の充実や凍結防止対策・防雪対策の強化を進めます。

5-2-5 公共交通の維持・充実

- ① 青い森鉄道の維持・存続に向け、沿線自治体で組織する青い森鉄道線利活用推進協議会の活動に合わせ、利活用に向けた多面的な取組を進めます。
- ② 町民の日常生活に欠かせない身近な交通手段として、路線バスの維持・確保、利便性向上に努めるとともに、町民バスの運行の充実に努めます。
- ③ 町民ニーズや交通事業者の意向を把握しながら、地域公共交通会議において、本町の公共交通のあり方についての協議や計画の策定を行い、その実現化に向けた取組を段階的に進めています。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
町道改良率	%	66.6	68.0
町道舗装率	%	61.5	63.0
町民バスの運行路線数	路線	8	8

5—3 住宅・宅地



現状と課題

快適・安全・安心な住まいは、人々が幸せな人生を送るための基盤であり、移住・定住を促す最も重要な要素の一つです。

本町には、令和7年4月現在、朝日・みどりヶ丘・栄・丘ノ上の4団地、合計182戸の町営住宅があります。

本町では、これまで、公営住宅の整備・管理に関する総合的な計画である公営住宅等長寿命化計画を策定し、老朽化した町営住宅の改修など適正な維持管理を行い、長寿命化に努めてきました。

今後も、快適・安全・安心な住環境の確保に向け、公営住宅等長寿命化計画（令和4年度改訂）に基づき、町営住宅の維持管理等に努める必要があります

また、本町では、地震に備え、民間の木造住宅等の耐震診断・耐震改修を支援しているほか、小川原湖をはじめとする公共用水域の水質保全と住環境の改善等に向け、民間住宅のリフォームの支援を行っていますが、今後も、安全で住みよい環境づくりのため、これらの取組を進めていく必要があります。

さらに、人口減少の抑制・地方創生に向け、移住・定住の受け皿として、新たな住宅地の形成について検討していく必要があります。

主要施策

5-3-1 町営住宅の適正管理

快適・安全・安心な住環境づくりに向け、公営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅の適正な維持管理等に努めます。

5-3-2 民間住宅の住環境向上の支援

- ① 地震に備え、耐震改修促進計画に基づき、民間木造住宅等の耐震診断・耐震改修の支援を行います。
- ② 小川原湖をはじめとする公共用水域の水質保全と住環境の改善等に向け、トイレの水洗化を含む民間住宅のリフォームの支援を行います。

5-3-3 新たな住宅地の形成の検討

移住・定住の促進に向け、土地利用・市街地整備の検討等に合わせ、新たな住宅地の形成について検討していきます。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
自然にやさしい住宅リフォーム支援事業助成件数	件	20	現状より増加

5－4 移住・定住



現状と課題

わが国では、地方創生の取組が始まってから、およそ10年が経ちましたが、人口減少は加速しています。このような中、国は、令和6年度に、「新しい地方経済・生活環境創生本部（新地方創生本部）」を設置し、『地方創生2.0』として再起動させ、令和7年度には、地方創生2.0基本構想と、地方創生2.0総合戦略を策定し、人口減少対策を強力に推し進めています。

人口減少を抑制し、地方創生を実現していくためには、若者や女性にも選ばれる安心して楽しく暮らせる生活環境の創出、安定的な所得を確保するための産業の振興と雇用の場の充実、移住につながる観光の振興や関係人口の拡大に向けた取組、そしてだれもが便利に暮らせるデジタル化の推進など、あらゆる分野における様々な取組を一体的に進め、地域の魅力や活力、住みやすさを総合的に高めていくことが必要ですが、これらに加え、移住・定住のきっかけとなる、相談や経済的支援などの直接的なサポートも重要です。

本町では、これまで、様々な情報媒体を通じた町の情報発信はもとより、移住・定住に関する相談への対応や空き家バンクの取組、住宅の取得や移住に対する経済的支援などを行ってきました。

今後は、『地方創生2.0』を着実に進めるため、これらの取組の一層の充実を図り、移住・定住希望者の掘り起こしと確実な定着につなげていくことが必要です。

主要施策

5-4-1 移住・定住に関する相談体制の充実

移住・定住希望者からの相談に効果的に対応し、一貫した支援が行えるよう、移住コンシェルジュ等の移住・定住に特化した人財の確保や窓口の設置など、相談体制の強化を図ります。

5-4-2 空き家バンクの充実

空き家の有効活用による移住・定住の促進に向け、空き家バンクについて、登録件数の増加に向けた一層の周知等を図るほか、登録物件を購入して本町に居住する人に対する補助を行います。

5-4-3 住宅取得等に関する経済的支援の推進

- ① 住宅を建築または購入等により取得し、本町に居住する人に対する補助を行います。
- ② 町内に居住する新婚世帯を対象に、住宅の取得やリフォーム、賃借、引越に関する補助を行います。

5-4-4 移住に関する経済的支援の推進

- ① 県外から転入し、本町に定住する意思がある人や、本町で起業や事業承継する人に対して補助を行います。
- ② 県と連携し、東京圏からの移住者で一定の要件を満たした人に移住支援金を交付します。

5-4-5 戦略的な情報発信・プロモーション活動の推進

町の知名度やイメージを向上させ、移住・定住希望者や関係人口を掘り起こすため、ホームページやSNS、マスコミ、首都圏での移住イベントなど様々な情報媒体・機会を活用し、本町の魅力をはじめとする戦略的な情報発信・プロモーション活動^{※50}を推進します。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
移住・定住促進新築住宅支援事業助成件数	件	—	20
移住支援事業助成件数	件	6	15

*50 認知度の向上やブランドイメージの構築などを目的に、商品やサービス（この場合は町）の魅力を伝え、売り込むこと。

5－5 デジタル化



現状と課題

近年、民間企業はもとより、地方自治体においてもDX^{※51}が急速に進展し、AI^{※52}やロボットなどのデジタル技術を活用した社会全体の変革が進んでいます。

本町では、これまで、地域情報通信基盤整備事業により、町内全世帯・全事業所において超高速インターネットやケーブルテレビが利用可能な光ファイバ網を整備してきたほか、行政内部においても、各種システムの整備・更新などを行い、電子自治体の構築を進めてきました。

また、デジタル社会を迎える中、令和4年度に、DX推進計画を策定し、町民の満足度の向上や自治体業務の効率化等に向け、行政内部を中心としたデジタル化を進めてきました。

今後、こうしたデジタル化は、行政における業務の効率化はもとより、町民の日常生活や産業・経済活動、そして地域の活性化に必要不可欠なものとなることが予想されることから、行政と地域社会の両方のデジタル化に向けた取組を積極的に進めていく必要があります。

※51 Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略。デジタル技術を活用し、業務やサービス、組織をはじめ、様々な仕組みを変革すること。

※52 Artificial Intelligence の略。人工知能。

主要施策

5-5-1 行政のデジタル化の推進

- ① 町民の利便性の向上に向け、行政手続のオンライン化や支払いのキャッシュレス化、書かない・待たせない窓口の整備を進めます。
- ② 行政機能の高度化・効率化に向け、A I やR P A^{※53}等の導入を進めます。
- ③ デジタル社会に即した組織・機構、職場環境の整備に向け、職員の意識改革・人財育成や「働き方改革」の推進、テレワークの推進、オンライン会議の活用等を図ります。
- ④ サイバー攻撃等による問題の発生を防ぐため、セキュリティ対策の強化を図ります。

5-5-2 地域社会のデジタル化の推進

- ① 地域課題の解決や地域活性化、町民生活の向上に向け、産業分野や教育分野、福祉分野をはじめ、幅広い分野におけるさらなるデジタル化を進めます。
- ② すべての町民がデジタル化のメリットを享受することができるよう、学習機会の提供など、デジタルデバイド^{※54}対策を推進します。
- ③ 町民や事業者がデータを容易に利活用できるよう、データのオープン化を進めます。
- ④ 便利で公平・公正な社会づくりに向け、マイナンバーカードの普及促進に努めます。

5-5-3 地域の情報通信基盤の充実

整備された光ファイバ網を有効に活用するため、適正な維持管理を行うとともに、「東北町テレビ」による情報提供の充実に努めます。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
行政手続き等のオンライン化数	手続	32	50
各種証明書のコンビニエンスストア交付件数	件	1,884	4,000

※53 Robotic Process Automation の略。ロボットにより業務を自動化する仕組み。

※54 デジタル技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差のこと。

第6章 ともに生き、ともにつくると うほくまち

6－1 國際化、交流・連携



現状と課題

あらゆる分野でグローバル化が進むとともに、全国的に外国人住民やインバウンドが増加する中、国際化に対応したまちづくりの重要性が高まっています。

本町では、学校教育における台北市立天母國民中学との国際交流のほかにも、小川原湖交流センター「宝湖館」を外国人との交流活動の拠点として活用し、町内や近隣自治体に住む外国人との交流を行っています。

また、三沢米軍基地に近いことから、町内に住む外国人が増加傾向にあるほか、農業分野の特定技能外国人やインバウンドなどの本町を訪れる外国人も増えてきています。

今後とも、グローバル化の一層の進展や居住する外国人・訪れる外国人の増加を見据え、外国人との交流機会の充実や、多文化共生^{※55}のまちづくりを進めていく必要があります。

また、人口減少や少子高齢化の進行等に伴い、地方自治体が抱える地域課題は一層複雑・多様化してきており、これらを解決するためには、これまで以上に多様な主体との連携が必要です。

本町では、包括的連携協定を締結している国立弘前大学や青森中央学院大学、青森中央短期大学の大学をはじめ、様々な民間企業や関東東北町会^{※56}等と連携し、多様な分野における人的交流や連携事業を推進していますが、こうした交流・連携は、多くの分野で地域活性化や町民サービスの向上、そして関係人口の拡大につながることが期待されることから、効果的な交流・連携となるよう継続して取り組んでいく必要があります。

^{※55} 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

^{※56} 首都圏在住の町出身者等による団体。

主要施策

6-1-1 國際交流の推進

- ① 小川原湖交流センター「宝湖館」を活用し、町内や近隣自治体に住む外国人との交流を推進します。
- ② 國際交流活動の中心となる民間団体の発掘や育成を行い、町民主導の交流体制づくりを進めます。
- ③ 國際感覚あふれる人財の育成や国際化に対応したまちづくりを進展させ、國際交流の取組を推進します。

6-1-2 多文化共生のまちづくりの推進

外国人が住みやすく訪れやすい環境づくりに向け、役場窓口や観光関連施設における外国人への対応の充実に努めるほか、多言語による町政情報・生活情報の提供や外国語併記の案内板の設置などについて検討していきます。

6-1-3 多様な主体との交流・連携の推進

地域活性化や町民サービスの向上、関係人口の拡大に向け、大学や民間企業、関東東北町会をはじめとする多様な主体との交流・連携を推進します。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
国際交流関連事業の開催回数	回	2	現状より増加
民間・各種機関との連携協定団体数	団体	29	現状より増加

6－2 多様性社会



現状と課題

世界的に「ダイバーシティ^{※57}」の考え方方が浸透しつつあり、性別や年齢、障がいの有無、国籍、経歴、価値観、性的志向・性自認等にかかわらず、だれもがお互いの違いを認め合い、自分らしく暮らしていくことができる多様性社会の実現が求められています。

本町では、これまで、すべての人の人権が尊重されるまちづくりに向け、人権教育・啓発や人権相談を行ってきたほか、男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画することができるよう、令和3年度に策定した第2次男女共同参画プランに基づき、意識啓発や社会環境の整備を進めてきました。

しかし、私たちの身の回りには、差別や偏見、虐待などの問題をはじめ、属性の違いに対する固定的な意識や古くからの社会慣行が残っており、近年では、LGBTQ^{※58}や感染症患者に対する差別・偏見なども全国的に表面化しています。

このため、今後は、これまでの取組の成果と課題、社会環境の変化等を踏まえ、人権尊重・男女共同参画のまちづくり、そしてこれらを含めた多様性社会の実現に向け、意識啓発を柱とした具体的な取組を進めていく必要があります。

^{※57} 多様性を意味する言葉で、年齢や性別、障がいの有無、性的志向・性自認等といった様々な属性を持った人たちが、組織の中で共存している状態のこと。

^{※58} 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の総称の一つ。同性愛の Lesbian（レズビアン）と Gay（ゲイ）、両性愛の Bisexual（バイセクシュアル）、自らの性別に違和感を持つ Transgender（トランスジェンダー）、自分の性についてわからない Questioning（クエスチョニング）の頭文字をとっている。

主要施策

6-2-1 人権尊重のまちづくりの推進

- ① 町民の人権意識を高めるため、学校教育・社会教育や広報・啓発活動など様々な場や機会を通じ、人権教育・啓発を推進します。
- ② 町民の人権に関する悩みの解消に向け、人権擁護委員や関係機関と連携し、人権相談を実施します。

6-2-2 男女共同参画・女性活躍の社会環境づくりの推進

第2次男女共同参画プランに基づき、ジェンダー^{※59}平等に向けた啓発・教育を推進するとともに、町の審議会等への女性の積極的な登用、ワーク・ライフ・バランス^{※60}の実現に向けた事業所への働きかけ、D
V^{※61}やセクハラ等の防止に向けた啓発・相談等を進めます。

6-2-3 多様性社会の実現に向けた取組の推進

だれもがお互いの違いを認め合い、一人ひとりが自分らしく暮らしていくことができる多様性社会の実現に向け、「ダイバーシティ」の考え方の浸透に向けた啓発・教育を効果的に推進しながら、行政が率先して意識や行動、仕組みを変革していくとともに、町全体への波及に向けた啓発・情報提供等を進めます。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
男女共同参画意識の啓発事業開催回数	回	0	2
人権意識の啓発事業開催回数	回	5	6

※59 社会的性別。社会によってつくり上げられた「男性像」・「女性像」等の男女の別。

※60 仕事と生活の調和。

※61 配偶者・パートナーからの暴力。

6－3 地域コミュニティ



現状と課題

家族形態の変化や価値観の多様化等を背景に、全国的に自治組織への加入率の低下や地域コミュニティ活動への参加者の減少が進み、地域コミュニティの弱体化・崩壊が懸念されています。

しかし、少子高齢化が進む中、また、大規模な自然災害が相次いで発生する中、身近な地域でお互いに支え合いながらともに生きていくことの重要性が再認識されてきており、地域コミュニティの維持・再生が大きな課題となっています。

本町では、集落ごとに町内会が組織され、自主的な活動が展開されているほか、地域住民と職員が協働して地域ミニ計画を策定するなど、地域の活性化や独自の地域づくりに向けた様々な活動が行われています。

しかし、本町においても、少子高齢化・人口減少の急速な進行等を背景に、地域コミュニティの弱体化が進みつつあるほか、限界集落^{※62}の発生も懸念されており、将来にわたる地域コミュニティ機能の維持・強化が大きな課題となっています。

今後、本町が活力あるまちづくりを進めていくためには、各町内会の活力を向上させることが基本となることから、町民の自治意識の高揚や活動の活性化支援をはじめ、持続可能な地域コミュニティの形成に向けた取組を積極的に進めていく必要があります。

^{※62} 住民の50%以上が65歳以上の高齢者となり、社会的共同生活が困難になった集落。

主要施策

6-3-1 自治意識の高揚

町民の自治意識の高揚、町内会への加入促進、活動への参加促進に向け、様々な情報媒体を活用し、住民自治や地域における支え合いの重要性に関する啓発、実際の地域コミュニティ活動の紹介等を行います。

6-3-2 地域コミュニティ施設の整備充実

老朽化への対応や利用しやすい環境づくりに向け、集会所等の地域コミュニティ施設の修繕・改修等を進めます。

6-3-3 地域コミュニティ活動の活性化支援

- ① 地域における郷土芸能の保存や環境衛生をはじめ、自主的な地域コミュニティ活動の活性化に向け、関係機関と連携し、助成事業の活用を図るほか、地域づくり運営組織の活動支援に努めます。
- ② 限界集落の発生への対応も含め、将来にわたって持続可能な地域コミュニティの形成を図るために、地域ミニ計画に基づき、ハード・ソフトの両面からの地域環境の整備を推進します。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
地域づくり運営組織数	組織	2	8

6－4 町民参画・協働



現状と課題

社会環境の変化に伴いますます増大・多様化する行政ニーズに対応し、魅力と活力ある地域をつくり上げ、将来にわたって持続させていくためには、住民の参画と協働が必要不可欠です。

そのためには、行政情報を積極的に提供するとともに、住民の声を聞く場を充実させ、情報共有を行いながら、住民参画・協働の仕組みづくりを進めていくことが必要です。

本町では、広報紙やホームページ、SNS、「東北町テレビ」を中心とした広報活動を行うとともに、町民の声（広報紙）や問い合わせ（ホームページ）、まちづくりへのアイデア・意見募集（SNS）、意見箱、とうほくまちづくりミーティング（ミニ座談会）などによる広聴活動を行っています。

また、情報公開条例に基づき、情報公開を行っているほか、町の各種計画の策定・推進にあたっても、アンケート調査の実施や審議会等の開催、パブリックコメント^{※63}の実施などを通じ、町民の積極的な参画・協働に努めています。

しかし、町民が主体的にまちづくりに参画・協働するための環境整備はまだ十分とはいえず、今後は、町民・行政ともに意識を高めるとともに、これまでの取組をさらに発展させながら、多様な分野における参画・協働体制の構築を進め、「町民力」を生かした町民主導のまちづくり、町民と行政との協働のまちづくりを進めていく必要があります。

^{※63} ホームページ等を活用し、広く公（パブリック）に意見や情報、改善案など（コメント）を求める手続き。

主要施策

6-4-1 参画・協働に関する意識の醸成

町民の参画・協働意識の醸成、実践活動の促進に向け、様々な情報媒体を活用し、参画・協働の重要性や実際の協働事例等に関する啓発活動・情報提供を推進します。

6-4-2 広報・広聴機能の強化と情報の公開

- ① 広報紙をはじめ、ホームページやSNS、「東北町テレビ」等による広報機能の強化を図ります。
- ② 町民の声（広報紙）や問い合わせ（ホームページ）、まちづくりへのアイデア・意見募集（SNS）、意見箱、とうほくまちづくりミーティング（ミニ座談会）等による広聴機能の強化を図るほか、デジタル技術等を活用した新たな広聴機能の導入について検討・推進します。
- ③ 町民参画による開かれた町政を推進するため、情報公開条例に基づき、必要な情報を適正に公開します。

6-4-3 多様な分野における町民参画・協働の促進

- ① 文化行事やイベントの企画・開催への町民や町民団体の参画・協働を促進します。
- ② アンケート調査の実施や審議会等の開催、パブリックコメントの実施等を通じ、町の各種計画の策定・実施・評価・見直しへの町民や町民団体の参画・協働を促進します。
- ③ 公共施設の整備・管理や公共サービスの提供等への町民団体・民間企業等の参入を促進します。

6-4-4 町民主体のまちづくりの支援

町民団体や有志の会、町内会等が行う、地域活性化や地域課題の解決につながる自主的な取組にかかる費用の助成を行います。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
SNSの登録者数	人	2,978	6,000
ホームページ閲覧アクセス件数	件	664,375	1,170,000

6－5 行財政運営



現状と課題

地方行財政をめぐる環境が大きく変化する中、これから的地方自治体には、限られた人的資源や財源を有効に活用し、自らの未来を自ら考え、自ら実行していく力、いわば「自立力」を強めることが求められます。

本町では、これまで、町政の抱える重要課題に対応しつつ、最小の経費で最大の効果を上げるため、行政改革大綱を策定し、行財政改革を積極的に推進し、着実に成果を上げてきました。

しかし、今後、社会環境の変化に伴い、行政ニーズはさらに多様化していくことが予想される一方、少子高齢化や人口減少に伴う税収確保の困難さをはじめ、社会保障関係経費の増大や老朽化した公共施設の更新等にかかる経費の増加等により、さらに厳しい財政運営を迫られることが見込まれます。

このような中、これまでの行政サービスを維持し、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくためには、行財政運営のあり方を常に点検・評価し、さらなる改革を進めていく必要があります。

このため、今後は、令和6年度に策定した第5次行政改革大綱に基づき、さらなる行財政改革を計画的に推進していく必要です。

また、財源の確保や財政負担の軽減に向け、公共施設等の総合的な管理やふるさと納税の有効活用を図るほか、地域外の人財等を地域活性化に生かすため、地域活性化起業人制度^{※64}や地域おこし協力隊制度の活用に努める必要があります。

さらに、質の高い町民サービスの提供と効率的な事務処理の推進に向け、一部事務組合や定住自立圏^{※65}による近隣自治体との広域連携を推進していくことが必要です。

^{※64} 三大都市圏等に所在する企業が、社員を地方圏の地方自治体に派遣し、地域貢献する活動を支援する制度。

^{※65} 定住自立圏とは、圏域の中心市と圏域市町村が協定を結び、お互いに役割分担して連携・協力する広域連携の取組であり、上十三・十和田湖広域定住自立圏では、平成24年度に、中心市である十和田市と三沢市が圏域8町村と協定を締結し、共生ビジョンを策定して各種連携事業を行っている。

主要施策

6-5-1 行財政改革の推進

第5次行政改革大綱に基づき、事務事業の再編・整理、廃止・統合や民間委託等の推進、定員管理・給与の適正化、職員の能力向上と意識改革など、さらなる行政改革を計画的に推進します。

6-5-2 健全な財政基盤の確保と効率的な財政運営の推進

- ① 限られた財源を効率的に活用するため、歳出経費全般について徹底的な見直しを行い、その節減・合理化を図ります。
- ② 課税対象の的確な把握や収納確保対策の推進、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直し等を図り、自主財源の確保を図ります。
- ③ 財政の見通しを毎年度作成するとともに、財政状況の分析・公表を行いながら、費用対効果や重要度、緊急度等を総合的に勘案して財源配分の重点化を図り、効果的・効率的な財政運営を推進します。

6-5-3 公共施設の総合的な管理の推進

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、公共施設等の統廃合や除却、老朽化対策など総合的・計画的な管理を推進します。

6-5-4 ふるさと納税の有効活用

ふるさと納税や企業版ふるさと納税について、財源の確保と関係人口の拡大に向け、寄附件数の増加に向けた取組を進めます。

6-5-5 地域活性化支援制度等の活用

地域外の企業や人財が行う活動により、地域活性化を図るため、地域活性化起業人制度や地域おこし協力隊制度や活用を図ります。

6-5-6 広域連携の推進

- ① 定住のために必要な生活機能を広域的に確保して地域活性化を図るため、上十三・十和田湖広域定住自立圏における連携事業を推進します。
- ② 効率的な行財政運営の推進に向け、中部上北広域事業組合による事業運営の効率化に向けた取組を進めます。

成果指標

指標名	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (目標)
実質公債費比率	%	12.9	14.4 未満
将来負担比率	%	83.7	116.2 未満
上十三・十和田湖広域定住自立圏との連携事業数	事業	27	現状より増加